

立川市競争入札参加資格取得業者に対する
アンケート
分析結果報告書

平成 16 年 7 月 31 日

あずさ監査法人

< 目次 >

． アンケート調査の概要

- 1． はじめに - 本件アンケートの経緯等について
- 2． 当監査法人が実施したアンケート調査の概要
 - (1) アンケートの目的
 - (2) アンケート実施対象者と回収と回答状況
 - (3) アンケート設問の概要
 - (4) 本報告書に関する留意点等

． アンケート調査結果

- 1． アンケート結果の主な傾向
 - (1) 立川市の入札制度の改革案に関する質問
 - (2) 立川市が算定する予定価格等に関する質問
 - (3) 立川市職員・立川市議会議員との関係に関する質問
- 2． 総括意見

【参考資料】

- 1) アンケート調査票・回答用紙
- 2) 立川市が実施・回収した本件アンケートに関する自由意見の一覧
- 3) 本件アンケートの回答用紙の欄外に記載された意見の一覧

【別紙】

アンケート回答結果の詳細

．アンケート調査の概要

1．はじめに - 本件アンケートの経緯等について

平成 15 年 10 月に発覚した立川市の水道工事契約に関する競売入札妨害事件について、立川市では、今回の入札・契約事務にかかわる不祥事の動向及び捜査状況を基に、組織内部の再点検と再発防止、職務執行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、庁内に「立川市入札事件再発防止調査委員会」（委員長豊田助役）を設置した。

立川市入札事件再発防止調査委員会は今回の事件を受けて、再発防止のために、「職員及び業者等の実態」及び「入札・契約をめぐる様々な問題や課題」の 2 点について調査分析を行うこととなった。

まず、「職員及び業者等の実態」の調査は、業者等の介入の実態や、不正入札発生のメカニズム、職員モラルの実態の解明を目的とし、工事発注部署や契約部署（平成 12 年度以降の退職者含む）の職員を対象に面談方式で行う「関係者からの実態ヒアリング調査」と、係長級以上の全職員（平成 12 年度以降の退職者含む）及び係員を対象に郵送アンケート方式（希望者のみ回答）で行う「職員提言及び実態調査（以下、職員アンケート）」を実施した。いずれも、公明性を保つため、弁護士会の各支部の推薦を受けた弁護士が作業チーム（実態等調査プロジェクトチーム）を作り、調査・分析を行った。この結果については「立川市入札事件実態調査結果及び提言等報告書」にまとめている。

この職員に対する実態調査を受け、立川市議会および「入札事件原因究明と再発防止調査特別委員会」において、市議会議員を対象にした同様の実態調査を行うべきとの要望が提起され、現職全市議会議員および過去に立川市議会議員を経験した元議員を対象としたアンケート調査を実施することが決定された。これを受け、立川市が当監査法人に依頼し、「不正入札事件再発防止に向けた議員アンケートを追加的に実施した。この結果については、当監査法人が「不正入札事件再発防止に向けた業者アンケートに関する分析結果報告書」としてとりまとめている。

次に、「入札・契約をめぐる様々な問題や課題」の調査については、当監査法人が入札・契約制度の調査・分析を行った。その結果については、上述の弁護士の作業チームによる「立川市入札事件実態調査結果及び提言等報告書」の内容や議員アンケート結果も踏まえ、「立川市入札・契約制度に関する調査及び分析結果報告書本報告書」にとりまとめている。

そして、「立川市入札事件再発防止調査委員会」では、17 回にわたる検討結果と、弁護士チームや当監査法人の調査・分析結果を基に、「改善のための施策の手順等」28 施策 101 提言と「市民等による改善施策の評価体制の構築」4 提言を総括意見としてまとめ、立川市長に平成 16 年 5 月に提出した。立川市ではこれらの施策・提言を受けた改善策の案を作り、平成 16 年 7 月 10 日付「広報たちかわ・特集号」に掲載し、現在、市民に意見を求めているところである。

このように立川市が改善施策等に関する意見等を求める一環として、入札・契約制度改革の方向性等について、入札業者の立場での意見を収集することを主な目的として、入札参加資格のある業者に対するアンケート調査（以下、「業者アンケート」とする。）を当監査法人に委託して実施することとなった。

2. 当監査法人が実施したアンケート調査の概要

(1) アンケートの目的

- 前述の通り、本件業者アンケートの主な目的は以下のとおりである。
 - 入札・契約制度改革の方向性等について、入札業者の立場での意見の傾向を探ること。
 - 当該意見を、改革のよりよい方向に進めるための参考とすること。
 - 事件の再発防止に活用すること。
- このように、本件業者アンケートは、「過去にも不正等があったかどうかを明らかにする」といった調査を直接の目的とはしていない。

(2) アンケート実施対象者と回収と回答状況 (Q1・Q2)

- 立川市競争入札参加資格取得業者の中から、「市内業者」として登録されている業者 380 社、「準市内業者」として登録されている業者 150 社、ならびに「都内・準都内・その他業者」として登録されている市外業者のうち無作為に抽出した業者 470 社の合計 1000 社を対象に、無記名で実施した。
- アンケートの回収状況は、次のとおりである。

地域登録区分	工事登録*1	発送数	回答数	回答率
市内	あり	141	118	83.7%
	なし	239	175	73.2%
準市内	あり	66	66	100.0%
	なし	84	51	60.7%
市外(都内、準都内、都外)	あり	170	131	77.1%
	なし*2	300	221	73.7%
合計		1000	762	76.2%

*1 工事登録「あり」の業者とは、以下の業者をいう

工事のみで登録、または工事と委託で登録、または工事と物品で登録、または工事・委託・物品のすべてで登録されている業者

工事登録「なし」の業者とは、以下の業者をいう

委託のみで登録、または物品のみで登録、または委託と物品で登録されている業者

*2 市外業者の工事登録「なし」の回答数には、工事登録の有無の回答がなかった 1 業者を含む

(3) アンケート設問の概要

- 本件業者アンケートの設問は、次のように大きく3つの部分に分かれている。

立川市の入札制度の改革案に関する質問

- 工事契約における一般競争入札に関する事項
- 委託業務契約の契約方式に関する事項
- 最適調達基準に関する事項
- 総合評価落札方式に関する事項
- 地域要件に関する事項
- 郵便入札・電子入札に関する事項
- 工事内訳書に関する事項
- 施工体制・業務実施体制に関する事項
- 工事の品質管理に関する事項
- 「相談窓口」に関する事項
- 入札参加業者倫理綱領に関する事項
- 立川市の業務に関する事項

立川市が算定する予定価格等に関する質問

- 立川市の予定価格と民間企業の工事見積額に関する事項
- 立川市の予定価格と採算性に関する事項

立川市職員・立川市議会議員との関係に関する質問

- 立川市職員への「働きかけ」等に関する事項
- 立川市議会議員への「働きかけ」等に関する事項
- 立川市職員の倫理条例に関する事項

(4) 本報告書に関する留意点

- 本報告書における当監査法人の判断材料となる情報は、原則としてアンケート回答欄に記載された内容に依拠している。
- 本件アンケートに追加して、立川市から、自由意見記載用のハガキを本件アンケート対象と同じ業者に発送した。ハガキに記載された自由意見については、本アンケートの回答傾向分析の参考とした。なお、ハガキ記載の自由意見の内容は、参考資料として本報告書に添付している。
- また、本件アンケートの回答用紙の欄外に、様々な意見を記載する回答が幾つか寄せられた。これらは本来の回答ではないが、本アンケートの回答傾向分析の参考とした。なお、欄外記載の自由意見の内容は、参考資料として本報告書に添付している。
- 本アンケートへの回答、ハガキ記載の自由意見、および欄外記載の自由意見については、本アンケート実施の目的の性格上、それらの内容の正確性や事実関係の有無についての調査・判断は、実施していない。

．アンケート調査結果

1．アンケート結果の主な傾向

(1) 立川市の入札制度の改革案に関する質問結果

工事契約における一般競争入札について (Q3)

工事登録している市内業者の半数以上は「参加希望型指名競争入札・指名競争入札を中心とすべき」という回答である(118件中64件・54%)のに対して、工事登録している準市内業者と市外業者は「一般競争を原則とし、参加希望型指名競争・指名競争を限定的に実施すべき」とする回答が多い(工事登録している準市内業者は66件中32件・48%、工事登録している市外業者は131件中76件・58%)。全体的に一般競争を原則とすべきとの意見は、地域を問わず少数派であることは注目される。

		(Q3)工事契約における一般競争入札					
		1	2	3	4	5	0
工事登録の有無		一般競争入札を原則	競争型指名を限定的に実施	参加希望型指名競争入札を中心	わからない	工事業者登録なし	無回答
		市内	あり	16 13.6%	29 24.6%	64 54.2%	9 7.6%
	なし	23 13.1%	39 22.3%	41 23.4%	11 6.3%	61 34.9%	0 0.0%
準市内	あり	11 16.7%	32 48.5%	20 30.3%	3 4.5%	0 0.0%	0 0.0%
	なし	2 3.9%	11 21.6%	9 17.6%	1 2.0%	28 54.9%	0 0.0%
市外	あり	18 13.7%	76 58.0%	32 24.4%	3 2.3%	2 1.5%	0 0.0%
	なし	32 14.5%	74 33.5%	32 14.5%	4 1.8%	79 35.7%	0 0.0%
合計		102 13.4%	261 34.3%	198 26.0%	31 4.1%	170 22.3%	0 0.0%

委託契約における契約方式について (Q4)

全体的に「総合評価落札方式とすべき」とする回答が多い(762件中322件・42%)。ただし、市内業者と市外業者との回答内容の傾向は、次のように、かなり異なっている。

- 市内業者については、工事登録している市内業者は、「随意契約・指名競争とすべき」とする回答が最も多いことや、工事登録していない市内業者の回答には「同じ業者が継続的に受注すべき」とする回答が比較的やや多かったことが注目される。
- 市外業者については、工事登録していない市外業者は「競争的プロポーザルとすべき」とする回答が最も多いことが注目される。

		(Q4)委託契約における契約方式の考え方 複数可							
		1	2	3	4	5	6	7	0
工事登録の有無		一般競争入札原則	総合評価落札方式	競争的プロポーザル	随意契約・指名競争	受同じ業者が継続的に(特命随契など)	わからない	委託業者登録なし	無回答
市内	あり	24 20.3%	43 36.4%	34 28.8%	48 40.7%	7 5.9%	6 5.1%	20 16.9%	1 0.8%
	なし	38 21.7%	72 41.1%	43 24.6%	53 30.3%	24 13.7%	9 5.1%	26 14.9%	0 0.0%
準市内	あり	14 21.2%	34 51.5%	24 36.4%	16 24.2%	1 1.5%	0 0.0%	14 21.2%	1 1.5%
	なし	6 11.8%	21 41.2%	16 31.4%	12 23.5%	0 0.0%	3 5.9%	8 15.7%	0 0.0%
市外	あり	21 16.0%	51 38.9%	33 25.2%	25 19.1%	6 4.6%	3 2.3%	47 35.9%	1 0.8%
	なし	71 32.1%	101 45.7%	104 47.1%	44 19.9%	14 6.3%	4 1.8%	22 10.0%	0 0.0%
合計		174 22.8%	322 42.3%	254 33.3%	198 26.0%	52 6.8%	25 3.3%	137 18.0%	3 0.4%

最適調達基準(*3)について(Q5)

最適調達基準に盛り込むべき事項として、全体的に最も多かった回答は「工事・業務・納品物等の品質」である(762件中643件・84%)。この傾向は、市内業者・準市内業者・市外業者ともに共通している。ただし、市内業者については「地元企業の発注」という回答が「工事・業務・納品物等の品質」とする回答よりも多いことは注目される。

一方、全体的に「価格の安さ」を重視すべきという意見は少ないことは注目される。この点は、民間企業としての「利益確保」という観点からは自然な回答の傾向と思われる。

*3最適調達とは、価格のみならず、品質・安全・納期・供給の安定性・環境適合性等の観点から総合的に「最適」となる調達方法のことである。組織体の状況や案件の性質により、優先すべき事項が違う(価格優先か、品質優先か、等)ため、組織体ごとに「最適調達基準」の項目を定め、発注案件ごとに重視すべき項目を決定することが求められる。

		(Q5)最適調達基準に盛り込むべき事項 複数可									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
工事登録の有無		価格の安さ	工事・業務・納品物等の品質	納期遵守	め安の定的企业的に供給のできる性た	地元企業への優先発注	所工事現場における安全対策提供	環境への配慮	アフターサービスのよ	わからない	無回答
市内	あり	18 15.3%	91 77.1%	51 43.2%	58 49.2%	102 86.4%	53 44.9%	41 34.7%	40 33.9%	0 0.0%	0 0.0%
	なし	46 26.3%	126 72.0%	47 26.9%	59 33.7%	128 73.1%	30 17.1%	45 25.7%	70 40.0%	2 1.1%	1 0.6%
準市内	あり	14 21.2%	63 95.5%	27 40.9%	43 65.2%	14 21.2%	29 43.9%	35 53.0%	28 42.4%	0 0.0%	0 0.0%
	なし	7 13.7%	43 84.3%	19 37.3%	29 56.9%	13 25.5%	7 13.7%	19 37.3%	25 49.0%	4 7.8%	0 0.0%
市外	あり	33 25.2%	120 91.6%	52 39.7%	76 58.0%	14 10.7%	53 40.5%	55 42.0%	39 29.8%	2 1.5%	0 0.0%
	なし	60 27.1%	200 90.5%	86 38.9%	100 45.2%	9 4.1%	53 24.0%	84 38.0%	102 46.2%	4 1.8%	0 0.0%
合計		178 23.4%	643 84.4%	282 37.0%	365 47.9%	280 36.7%	225 29.5%	279 36.6%	304 39.9%	12 1.6%	1 0.1%

総合評価落札方式について（Q6）

総合評価落札方式の導入の可否については、全体的に半数以上は「導入すべき」というものであった（762件中419件・55%）。この傾向は、市内業者・準市内業者・市外業者ともに共通している。ただし、工事登録している市内業者は「導入すべきではない」という回答が他よりも比較的やや多いことは注目される。

また、全体に「どちらともいえない」「分からない」という回答が比較的多く、導入する場合には業者への十分な説明等が必要と思われる。

工事登録の有無	1 導入すべき	(理由)				2 導入すべきでない	(理由)				3 どちらともいえない	4 わからない	0 無回答	
		a 不正入札・談合がしにくくなるので	b 高が反映されるので	c 価格以外の当社の可能性が強い	0 その他		a 入札に参加する業者側の負担が大きくなる	b 当社は価格が強みなので	c その他	0 無回答				
市内	あり	51 43.2%	12	35	3	1	26 22.0%	16	3	6	1	36 30.5%	3 2.5%	2 1.7%
	なし	91 52.0%	28	60	3	0	18 10.3%	7	5	5	1	40 22.9%	23 13.1%	3 1.7%
準市内	あり	40 60.6%	2	37	0	1	11 16.7%	7	1	3	0	11 16.7%	3 4.5%	0 0.0%
	なし	32 62.7%	5	26	0	1	5 9.8%	3	1	1	0	11 21.6%	2 3.9%	2 3.9%
市外	あり	74 56.5%	15	58	0	1	16 12.2%	12	2	2	0	36 27.5%	2 1.5%	3 2.3%
	なし	131 59.3%	33	91	6	1	25 11.3%	14	2	9	0	52 23.5%	11 5.0%	2 0.9%
合計	419 55.0%	95	307	12	5	101 13.3%	59	14	26	2	186 24.4%	44 5.8%	12 1.6%	

地域要件について（Q7・Q8）

地域要件の存続・撤廃については、次のように、回答の傾向が大きく分かれている。しかも、市内業者と市外業者との回答内容の傾向は、次のように、かなり異なっている。

- 市内業者については、「地域要件は存続すべき」とする回答が非常に多いことが注目される。
- 市外業者については、「地域要件は廃止すべき」とする回答が多い。

工事登録の有無		1 地域要件はすぐに廃止すべき	2 廃止を将来的に検討すべきは緩いが、当面は	3 地域要件は将来的にも	4 わからない	0 無回答
		市内	あり	4 3.4%	20 16.9%	94 79.7%
	なし	12 6.9%	31 17.7%	124 70.9%	7 4.0%	1 0.6%
準市内	あり	28 42.4%	21 31.8%	15 22.7%	2 3.0%	0 0.0%
	なし	14 27.5%	20 39.2%	10 19.6%	7 13.7%	0 0.0%
市外	あり	73 55.7%	39 29.8%	13 9.9%	6 4.6%	0 0.0%
	なし	134 60.6%	57 25.8%	9 4.1%	21 9.5%	0 0.0%
合計		265 34.8%	188 24.7%	265 34.8%	43 5.6%	1 0.1%

また、地域要件を廃止した場合の市内業者育成策に関する回答では、市内業者は「分割発注により受注機会を確保すべき」との回答が多いことは注目される。なお、この点につき、「技術向上のための講習会等の実施」については、地域を問わず肯定的な回答が多く、特に工事登録のある業者の方が相対的に多い。

		(Q8)地域要件を廃止した場合の市内業者育成策 複数可						
		1	2	3	4	5	6	0
		受分割注機会を確保	注を大型案件への再割付け	会技術向上のための講習	の市内業者への融資制度	いの市内業者の施策は必要	わからぬ	無回答
市内	あり	94 79.7%	49 41.5%	57 48.3%	47 39.8%	3 2.5%	5 4.2%	1 0.8%
	なし	93 53.1%	65 37.1%	57 32.6%	38 21.7%	12 6.9%	19 10.9%	5 2.9%
準市内	あり	21 31.8%	31 47.0%	33 50.0%	17 25.8%	9 13.6%	2 3.0%	0 0.0%
	なし	21 41.2%	10 19.6%	16 31.4%	13 25.5%	9 17.6%	8 15.7%	1 2.0%
市外	あり	40 30.5%	57 43.5%	46 35.1%	23 17.6%	15 11.5%	9 6.9%	1 0.8%
	なし	63 28.5%	64 29.0%	72 32.6%	48 21.7%	45 20.4%	36 16.3%	1 0.5%
合計		332 43.6%	276 36.2%	281 36.9%	186 24.4%	93 12.2%	79 10.4%	9 1.2%

郵便入札・電子入札について (Q9・Q10)

郵便入札・電子入札については、そのいずれもについて、全体的に「導入に賛成」という回答が最も多い。この傾向は、市内業者・準市内業者・市外業者ともに共通している。

		(Q9)郵便入札の導入について				
		1	2	3	4	0
		郵便入札の導入に賛成	郵便入札の導入に反対	どちらともいえない	わからぬ	無回答
市内	あり	55 46.6%	30 25.4%	31 26.3%	2 1.7%	0 0.0%
	なし	84 48.0%	26 14.9%	55 31.4%	10 5.7%	0 0.0%
準市内	あり	29 43.9%	18 27.3%	19 28.8%	0 0.0%	0 0.0%
	なし	25 49.0%	13 25.5%	11 21.6%	2 3.9%	0 0.0%
市外	あり	57 43.5%	21 16.0%	49 37.4%	4 3.1%	0 0.0%
	なし	118 53.4%	34 15.4%	54 24.4%	14 6.3%	1 0.5%
合計		368 48.3%	142 18.6%	219 28.7%	32 4.2%	1 0.1%

		(Q10)電子入札の導入について														
工事登録の有無	電子入札の導入に賛成	1	a (理由)				2	a (理由)					3	4	0	
		電子入札の導入に賛成	み入札会場に行かず、便利だから	一度の分かりやすさ	入札が透明になり公正な競争ができるから	その他	無回答	電子入札の導入に反対	しつままうから	らパソコン・通信機器等	員教育が必要であるから	入札の際に通信費がかかるといえる	その他	無回答	どちらともいえない	わからない
市内	あり	71	23	7	39	2	0	15	4	5	1	5	0	27	1	4
		60.2%						12.7%						22.9%	0.8%	3.4%
市内	なし	92	30	8	51	3	0	33	10	9	1	12	1	37	9	4
		52.6%						18.9%						21.1%	5.1%	2.3%
準市内	あり	41	12	3	24	1	1	14	1	6	2	5	0	11	0	0
		62.1%						21.2%						16.7%	0.0%	0.0%
準市内	なし	32	7	3	22	0	0	8	1	2	2	3	0	11	0	0
		62.7%						15.7%						21.6%	0.0%	0.0%
市外	あり	82	22	6	52	1	1	17	2	2	4	9	0	30	1	1
		62.6%						13.0%						22.9%	0.8%	0.8%
市外	なし	140	57	10	71	1	1	27	4	6	3	13	1	49	5	0
		63.3%						12.2%						22.2%	2.3%	0.0%
合計		458	151	37	259	8	3	114	22	30	13	47	2	165	16	9
		60.1%						15.0%						21.7%	2.1%	1.2%

ただし、郵便入札については、その導入が決定しているにもかかわらず、全体的に「賛成」という回答は半数に達していない（一方で、電子入札には6割が「賛成」という回答である）ことは注目される。また、「どちらともいえない」という回答も比較的に多く、郵便入札・電子入札の本格的な導入にあたって十分な説明が必要と思われる。

工事内訳書の見直し（詳細積算結果の提示等）について（Q11）
 工事登録している業者のほぼ半数が「問題なし」という回答である。一方で工事登録している業者の2~3割が「反対」という回答であるが、その理由は「見積コストの増加」が大半である。工事内訳書の見直しにあたっては、制度趣旨に反しない範囲で、見積コストの増加を抑える工夫が必要である。

		(Q11)工事内訳書の見直し(詳細積算結果の提示)について									
工事登録の有無	工事登録の有無	1	2	a (理由)				3	4	5	0
		い示詳細の積算結果等はない	示詳細の積算結果等はない	加見積コストが大幅に増	め詳細な積算結果を提出	その他	無回答	どちらともいえない	わからない	工事業者登録なし	無回答
市内	あり	58	34	29	0	4	1	23	2	1	0
		49.2%	28.8%					19.5%	1.7%	0.8%	0.0%
市内	なし	27	10	7	1	1	1	14	15	106	3
		15.4%	5.7%					8.0%	8.6%	60.6%	1.7%
準市内	あり	36	18	13	4	1	0	9	1	1	1
		54.5%	27.3%					13.6%	1.5%	1.5%	1.5%
準市内	なし	8	2	1	0	0	1	4	2	35	0
		15.7%	3.9%					7.8%	3.9%	68.6%	0.0%
市外	あり	74	33	26	2	5	0	21	3	0	0
		56.5%	25.2%					16.0%	2.3%	0.0%	0.0%
市外	なし	41	20	16	0	4	0	13	10	135	2
		18.6%	9.0%					5.9%	4.5%	61.1%	0.9%
合計		244	117	92	7	15	3	84	33	278	6
		32.0%	15.4%					11.0%	4.3%	36.5%	0.8%

施工体制・実施体制について (Q12)

工事登録している市内業者は、6割以上が「自社のみで施工可能」という回答であるが、3割程度が「一部を市外に再発注している」と回答していることは注目される。

工事登録している業者で、建設業法で禁止される一括下請負が懸念される回答が、少数ながらあった。ただし、この点については法令の制限外である「設計委託」を一括下請負しているケースも考えられるため、一概に問題とは言えないところである。

なお、市外業者の回答の過半数は「受注経験がないので回答できない」とい

		(Q12)立川市から受注した場合の施工体制・実施体制 複数可							
		1	2	3	4	5	6	7	0
		で自 き社 の い み で 施 工 ・ 実 施	る発 注部 分を 市 内 業 者 に 再 注 入 す る	る発 注部 分を 市 外 業 者 に 再 注 入 す る	あ業 大 型 に 再 案 件 発 注 は 市 外 の 大 企 業 に 再 注 入 す る	負等 せに 持 ち ま せ る 一 件 が 多 い 下 場 合 請 合	わ か ら な い	な が 立 川 市 内 の 業 者 に 再 注 入 す る	無 回 答
市内	あり	78 66.1%	50 42.4%	36 30.5%	6 5.1%	9 7.6%	3 2.5%	5 4.2%	1 0.8%
	なし	72 41.1%	12 6.9%	12 6.9%	3 1.7%	1 0.6%	32 18.3%	49 28.0%	4 2.3%
準市内	あり	27 40.9%	17 25.8%	14 21.2%	3 4.5%	2 3.0%	2 3.0%	19 28.8%	0 0.0%
	なし	18 35.3%	1 2.0%	3 5.9%	0 0.0%	2 3.9%	14 27.5%	17 33.3%	1 2.0%
市外	あり	33 25.2%	7 5.3%	7 5.3%	0 0.0%	1 0.8%	8 6.1%	81 61.8%	0 0.0%
	なし	69 31.2%	3 1.4%	10 4.5%	0 0.0%	4 1.8%	22 10.0%	123 55.7%	1 0.5%
合計		297 39.0%	90 11.8%	82 10.8%	12 1.6%	19 2.5%	81 10.6%	294 38.6%	7 0.9%

うものである。

工事の品質管理の取組みについて (Q13)

工事登録している市内業者の品質管理に関する回答としては、「完成時のみ品質検査」「進捗に応じ品質検査」が多く、ISO9000 シリーズ認証取得(*4)といった取組みは少ないことは注目される。

一方で、準市内・市外業者は、TQC・ISO 認証取得といった取組みを行っているとの回答が比較的が多かったことが注目され、市内業者と準市内・市外業者の品質等への取組みには差があるようである。

管理の「形」が整っていることが必ずしも品質の良否を決めるわけではないが、品質は今後最適調達を追求するなかで重要な要素となってくるため、特に市内業者の品質管理状況を把握していく必要がある。

*4 ISO9000 シリーズは品質管理及び品質保証のための国際標準モデルとして ISO (国際標準化機構) によって 1987 年に制定された。認証取得制度とは、ISO の規格が要求する品質の基準を満たしているかどうかを、認定された第三者機関によって客観的に審査する制度であり、審査登録制度とも言われている。

		(Q13)工事契約における品質管理の取組み状況について						
		1	2	3	4	5	6	0
工事登録の有無		行完 は実 施し て い な い 外	行に 施 工 し た 品 質 を 進 捗	取 得 ま た は 取 組 み の 認 証	な い の ど れ も 行 っ て い	わ か ら な い	工 事 業 者 登 録 な し	無 回 答
市内	あり	47 39.8%	42 35.6%	11 9.3%	5 4.2%	7 5.9%	3 2.5%	3 2.5%
	なし	11 6.3%	8 4.6%	11 6.3%	9 5.1%	12 6.9%	122 69.7%	2 1.1%
準市内	あり	7 10.6%	9 13.6%	46 69.7%	1 1.5%	3 4.5%	0 0.0%	0 0.0%
	なし	1 2.0%	2 3.9%	5 9.8%	0 0.0%	4 7.8%	39 76.5%	0 0.0%
市外	あり	19 14.5%	37 28.2%	62 47.3%	6 4.6%	5 3.8%	1 0.8%	1 0.8%
	なし	6 2.7%	9 4.1%	43 19.5%	4 1.8%	12 5.4%	145 65.6%	2 0.9%
合計		91 11.9%	107 14.0%	178 23.4%	25 3.3%	43 5.6%	310 40.7%	8 1.0%

相談窓口について (Q14)

全体的に「積極的に活用したい」という回答よりも、「正確な情報が集まるかどうか疑問である」という回答が、特に工事登録している業者に多い。特に、工事登録している市内業者は、「秘密厳守・報復禁止等の対策がないと活用できない」という回答が相対的に多いことが注目される。相談窓口の設置にあたっては、これらの意見に留意し、業者が安心して制度を活用できる仕組みを確保する必要がある（情報に対する第三者調査の徹底、秘密厳守・報復禁止のための制度整備等）。

		(Q14)業者からの相談窓口の設置について						
		1	2	3	4	5	6	0
工事登録の有無		積 極 的 に 活 用 し た い	止 談 に 効 果 が あ い る 防	ど う 正 確 な 情 報 が 集 ま る か	活 用 防 止 の 秘 密 が な い と 報	活 用 す る 機 会 が な い	わ か ら な い	無 回 答
市内	あり	28 23.7%	21 17.8%	72 61.0%	47 39.8%	23 19.5%	6 5.1%	0 0.0%
	なし	23 13.1%	26 14.9%	63 36.0%	49 28.0%	32 18.3%	40 22.9%	2 1.1%
準市内	あり	12 18.2%	19 28.8%	33 50.0%	13 19.7%	12 18.2%	5 7.6%	0 0.0%
	なし	3 5.9%	15 29.4%	13 25.5%	18 35.3%	5 9.8%	18 35.3%	0 0.0%
市外	あり	14 10.7%	30 22.9%	58 44.3%	35 26.7%	24 18.3%	18 13.7%	0 0.0%
	なし	29 13.1%	45 20.4%	79 35.7%	63 28.5%	38 17.2%	49 22.2%	1 0.5%
合計		109 14.3%	156 20.5%	318 41.7%	225 29.5%	134 17.6%	136 17.8%	3 0.4%

入札業者倫理綱領・業者独自の倫理綱領について（Q15・Q16）
 全体的に「必要である」という回答が最も多い（762件中509件・66%）。
 ただし、工事登録のある市内業者については「不要」という回答も相対的に多いことは注目される。

		(Q15)業者倫理綱領の制定について														
工事登録の有無		1					2					3	0			
		1	a	b	c	d	0	2	a	b	c			d	0	
		(理由)					(理由)									
		領「入札参加業者倫理綱領」等は必要である	不正や癒着を防ぐために必要	よってよいことと悪いこととの基準が明確でない	要断りやすくなるので必要	接待や贈答等の要求を断りやすくなるので必要	その他	無回答	領「入札参加業者倫理綱領」等は不要である	仕事ややりにくくなるので不要	現在の立川市職員とは異なるので不要	不正や癒着の防止等に効果がないと思える	その他	無回答	わからない	無回答
市内	あり	66	37	26	0	1	2	43	0	25	14	2	2	6	3	
		55.9%						36.4%						5.1%	2.5%	
市内	なし	115	59	48	3	3	2	32	0	21	11	0	0	26	2	
		65.7%						18.3%						14.9%	1.1%	
準市内	あり	48	27	19	0	2	0	15	1	10	4	0	0	3	0	
		72.7%						22.7%						4.5%	0.0%	
準市内	なし	32	17	13	0	1	1	13	0	5	6	2	0	6	0	
		62.7%						25.5%						11.8%	0.0%	
市外	あり	89	55	32	2	0	0	28	1	16	10	1	0	13	1	
		67.9%						21.4%						9.9%	0.8%	
市外	なし	159	83	63	3	9	1	35	0	13	20	2	0	26	1	
		71.9%						15.8%						11.8%	0.5%	
合計		509	278	201	8	16	6	166	2	90	65	7	2	80	7	
		66.8%						21.8%						10.5%	0.9%	

また、業者独自の倫理綱領の策定状況に関しては、工事登録のある準市内・市外業者は、「倫理綱領がある」「策定を検討している」という回答が過半数であったが、それ以外の業者（工事登録している市内業者・工事登録していない業者）では「策定の予定がない」という回答が過半数であることは注目される。

		(Q16)各社の倫理綱領策定状況			
工事登録の有無		1	2	3	0
		ある（または策定中）	てないが、策定を検討し	ない策定を検討する予定は	無回答
市内	あり	9	31	75	3
		7.6%	26.3%	63.6%	2.5%
市内	なし	12	38	122	3
		6.9%	21.7%	69.7%	1.7%
準市内	あり	28	14	24	0
		42.4%	21.2%	36.4%	0.0%
準市内	なし	9	8	34	0
		17.6%	15.7%	66.7%	0.0%
市外	あり	36	44	51	0
		27.5%	33.6%	38.9%	0.0%
市外	なし	44	47	128	2
		19.9%	21.3%	57.9%	0.9%
合計		138	182	434	8
		18.1%	23.9%	57.0%	1.0%

立川市の業務に関する事項 (Q17・Q18)

まず、入札・契約事務における課題に関しては、全体的に「受注意欲があるのに指名してくれない」という回答が多く、指名機会が比較的にあると考えられる市内業者でも、当該回答が多いことは注目される。一方で、市内業者では「受注したくない案件でも指名される」という回答が、市外業者と比較すると相対的にやや多いことが注目される。

		(Q17)市の入札・契約事務における課題 複数可					
		1	2	3	4	5	0
工事登録の有無		続比民間 がへ、企業 煩雑な発注 手続である 契約案件と	名受注 して意欲が あるのに指	こも受注 しが名され たくない断 れ案件ない	上 記の中 では特 になし	わ から ない	無 回 答
市内	あり	28 23.7%	64 54.2%	19 16.1%	40 33.9%	2 1.7%	0 0.0%
	なし	31 17.7%	69 39.4%	19 10.9%	70 40.0%	15 8.6%	1 0.6%
準市内	あり	20 30.3%	28 42.4%	2 3.0%	27 40.9%	4 6.1%	0 0.0%
	なし	14 27.5%	22 43.1%	5 9.8%	16 31.4%	2 3.9%	0 0.0%
市外	あり	16 12.2%	80 61.1%	7 5.3%	38 29.0%	7 5.3%	0 0.0%
	なし	25 11.3%	140 63.3%	13 5.9%	39 17.6%	30 13.6%	0 0.0%
合計		134 17.6%	403 52.9%	65 8.5%	230 30.2%	60 7.9%	1 0.1%

次に、業務管理・監督・検査における課題に関しては、工事登録のある市内業者は「仕様変更による追加費用発生」「職員によって業務の進め方が違う」という回答が多いことは注目される。なお、市外業者は過半数が「受注経験がないので回答できない」という回答が多い。

		(Q18)業務管理・監督・検査における課題 複数可						
		1	2	3	4	5	6	0
工事登録の有無		さ督立 れ・川 て視市 い察職 なが員 いまの ま現 り場 実監 施	がわ仕 かれ様 かるの た変更 、追 頻加 費用 行	らに職 れる業 務によ 品質進 めて方 違案 う・件 求と	上 記の中 では特 になし	わ から ない	でた立 きこと な川 いが市 ないの な案 い件 のを で受 注 し	無 回 答
市内	あり	13 11.0%	30 25.4%	41 34.7%	52 44.1%	6 5.1%	6 5.1%	1 0.8%
	なし	13 7.4%	11 6.3%	14 8.0%	64 36.6%	36 20.6%	43 24.6%	3 1.7%
準市内	あり	2 3.0%	4 6.1%	14 21.2%	19 28.8%	10 15.2%	21 31.8%	0 0.0%
	なし	1 2.0%	3 5.9%	7 13.7%	20 39.2%	11 21.6%	14 27.5%	1 2.0%
市外	あり	2 1.5%	3 2.3%	6 4.6%	26 19.8%	20 15.3%	75 57.3%	2 1.5%
	なし	5 2.3%	6 2.7%	9 4.1%	47 21.3%	34 15.4%	130 58.8%	0 0.0%
合計		36 4.7%	57 7.5%	91 11.9%	228 29.9%	117 15.4%	289 37.9%	7 0.9%

(2) 立川市が算定する予定価格等に関する質問

立川市の予定価格と民間企業の工事見積額に関する事項 (Q19)

工事登録している市内業者に関しては「全体には同等であるが、民間企業の見積よりも安い案件がある」という回答が最も多いことは注目される。ただし準市内・市外業者を中心に「予定価格開示案件の見積経験がない」という回答が最も多い。

		(Q19) 予定価格と民間案件の見積価格との比較									
		1	2	3	4	5	6	7	8	0	
工事登録の有無		りてほと も、と 高民間 い間の 企業 の案件 の見積 につ よい	りが全 も、高 い民間 企業 の案件 がある よ	が全 体、民 間企業 は同等 である	ほと 民間 企業 の見積 とそれ	りが全 も、安 い民間 企業 の案件 がある よ	りてほ と、と 安民間 い間の 企業 の案件 の見積 につ よい	わ か ら な い	の積 を予 定 格 開 示 し た 経 験 が な い 見	工 事 業 者 登 録 な し	無 回 答
市内	あり	1 0.8%	16 13.6%	12 10.2%	50 42.4%	19 16.1%	9 7.6%	8 6.8%	2 1.7%	1 0.8%	
	なし	4 2.3%	5 2.9%	2 1.1%	9 5.1%	13 7.4%	18 10.3%	12 6.9%	109 62.3%	3 1.7%	
準市内	あり	1 1.5%	7 10.6%	10 15.2%	9 13.6%	2 3.0%	12 18.2%	25 37.9%	0 0.0%	0 0.0%	
	なし	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.9%	0 0.0%	6 11.8%	3 5.9%	38 74.5%	1 2.0%	
市外	あり	6 4.6%	6 4.6%	17 13.0%	7 5.3%	3 2.3%	25 19.1%	64 48.9%	3 2.3%	0 0.0%	
	なし	2 0.9%	1 0.5%	4 1.8%	4 1.8%	7 3.2%	32 14.5%	16 7.2%	154 69.7%	1 0.5%	
合計		15 2.0%	35 4.6%	45 5.9%	81 10.6%	44 5.8%	102 13.4%	128 16.8%	306 40.2%	6 0.8%	

立川市の予定価格と採算性に関する事項 (Q20)

全体的に「ほとんどの案件は黒字」という回答が少なく、「全体には黒字案件が多いが場合によっては赤字の案件もあった」という回答がやや多く、特に工事登録している市内業者の回答の多さは注目される。ただし、準市内・市外業者を中心に「受注経験がない」という回答が最も多い。

		(Q20) 立川市からの受注案件の採算性								
		1	2	3	4	5	6	7	0	
工事登録の有無		でほと あつた どの 案件 は黒 字	赤い全 字が体 の、に 案件は 、黒 あは つた たは多	半黒 字々 案、 件、 ら赤 いと 赤字 案件 は	は多 黒い 字が 、赤 字、 案、 もあ つた 案件 が	でほと あつた どの 案件 は赤 字	わ か ら な い	な件 が立 ない 川市 から の受 注 し た 案	無 回 答	
市内	あり	10 8.5%	56 47.5%	21 17.8%	8 6.8%	4 3.4%	7 5.9%	11 9.3%	1 0.8%	
	なし	13 7.4%	37 21.1%	19 10.9%	14 8.0%	9 5.1%	25 14.3%	54 30.9%	4 2.3%	
準市内	あり	6 9.1%	15 22.7%	6 9.1%	2 3.0%	2 3.0%	8 12.1%	27 40.9%	0 0.0%	
	なし	11 21.6%	5 9.8%	1 2.0%	3 5.9%	4 7.8%	8 15.7%	18 35.3%	1 2.0%	
市外	あり	6 4.6%	12 9.2%	4 3.1%	1 0.8%	2 1.5%	18 13.7%	88 67.2%	0 0.0%	
	なし	18 8.1%	14 6.3%	9 4.1%	6 2.7%	4 1.8%	28 12.7%	140 63.3%	2 0.9%	
合計		64 8.4%	139 18.2%	60 7.9%	34 4.5%	25 3.3%	94 12.3%	338 44.4%	8 1.0%	

(3) 立川市職員・立川市議会議員との関係に関する質問

立川市職員への「働きかけ」等に関する事項 (Q21)

全体的に「働きかけをしたことがない」という回答がほとんどであるが、弁護士チームが行った職員アンケートの回答結果の傾向と異なっていることは注目される。

また、市内・準市内業者について「担当者への中元歳暮」という回答は少数であるが、職員アンケートの結果の傾向（過去3年でのべ122名が贈答等を受領）とは異なる結果であることは注目される。

なお、市内・準市内業者については、「職場を訪問して依頼」「職場へ電話して依頼」「接待や就職のあっせん」という回答は少数ながらあることは注目される。

		(Q21)職員に対し以下のような行為を行ったことがあるか 複数可								
		1	2	3	4	5	6	7	8	0
		職場へ訪問し依頼	職場へ電話し依頼	自宅へ訪問し依頼	暮担当者等への中元・歳	暮担当者等への金品の提供	行ル担当のフ等による接待・旅行	就職の者のあっせん等への	と上記のいずれもしたこ	無回答
市内	あり	6 5.1%	1 0.8%	0 0.0%	3 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	107 90.7%	0 0.0%
	なし	4 2.3%	1 0.6%	2 1.1%	3 1.7%	0 0.0%	1 0.6%	2 1.1%	165 94.3%	1 0.6%
準市内	あり	7 10.6%	1 1.5%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	59 89.4%	0 0.0%
	なし	3 5.9%	1 2.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.0%	47 92.2%	0 0.0%
市外	あり	3 2.3%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	128 97.7%	0 0.0%
	なし	6 2.7%	3 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	213 96.4%	2 0.9%
合計		29 3.8%	8 1.0%	2 0.3%	8 1.0%	0 0.0%	1 0.1%	4 0.5%	719 94.4%	3 0.4%

立川市議会議員への「働きかけ」等に関する事項 (Q22)

全体的に「働きかけをしたことがない」という回答がほとんどであるが、当監査法人が行った議員アンケートの回答結果の傾向と異なっていることは注目される。特に、議員アンケートでは「特定業者の紹介」等の回答がある程度多くあったにもかかわらず、業者側として議員に「依頼した」との回答はほとんどないことが注目される。

なお、市内業者については、選挙活動や日常の議員活動での支援をしているとの回答や政治献金、中元・歳暮等の贈答、金品の提供、接待を行ったとの回答が少数ながらある。このことは全体的な回答の傾向と議員アンケート結果の内容を勘案すると注目される回答である。

【参考：議員アンケート結果の概要（業者との関係）】

1. 立川市の競争入札参加資格業者および資格登録を希望する業者と個人的な付き合いが「ある」と回答した議員は 46名中16名 <現職：13名、元議員：3名>であった。
2. 業者等から贈答等を受けたと回答した議員は、46名中24名 <現職：14名、元議員：9名、不明：1名>に上った。

		(Q22)市議会議員に対し以下のような行為を行ったことがあるか						複数可		
		1	2	3	4	5	6	7	8	0
工事登録の有無		1	2	3	4	5	6	7	8	0
		選挙活動の支援・日常の議員	政治献金	市特定案件に同じの依頼・立会	元立川市議員への中	元立川市議員への中	元立川市議員への中	待食・旅行の提供	立川市議員への関係	上記のいずれも
市内	あり	14 11.9%	7 5.9%	1 0.8%	6 5.1%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	99 83.9%	1 0.8%
	なし	10 5.7%	4 2.3%	2 1.1%	1 0.6%	0 0.0%	2 1.1%	0 0.0%	164 93.7%	1 0.6%
準市内	あり	2 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	63 95.5%	0 0.0%
	なし	1 2.0%	1 2.0%	0 0.0%	1 2.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	49 96.1%	0 0.0%
市外	あり	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	131 100.0%	0 0.0%
	なし	2 0.9%	0 0.0%	2 0.9%	2 0.9%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	217 98.2%	1 0.5%
合計		29 3.8%	12 1.6%	5 0.7%	11 1.4%	2 0.3%	2 0.3%	0 0.0%	723 94.9%	3 0.4%

立川市職員への「働きかけ」への対応に関する事項（Q23）
職員に対する働きかけ等について「一切禁止すべき」という回答が最も多いが、「社会通念上で許される範囲であれば必要」という回答が1割を超えていることも注目される。

		(Q23)職員への働きかけの考え方				
		1	2	3	4	0
工事登録の有無		1	2	3	4	0
		一切禁止	社会通念であれば必要	どちらともいえない	わからない	無回答
市内	あり	93 78.8%	16 13.6%	8 6.8%	1 0.8%	0 0.0%
	なし	137 78.3%	24 13.7%	9 5.1%	4 2.3%	1 0.6%
準市内	あり	45 68.2%	11 16.7%	5 7.6%	5 7.6%	0 0.0%
	なし	34 66.7%	6 11.8%	5 9.8%	6 11.8%	0 0.0%
市外	あり	86 65.6%	26 19.8%	12 9.2%	7 5.3%	0 0.0%
	なし	164 74.2%	27 12.2%	14 6.3%	15 6.8%	1 0.5%
合計		559 73.4%	110 14.4%	53 7.0%	38 5.0%	2 0.3%

2. 総括意見

(1) 立川市の入札制度の改革案に関する回答について

- 市内業者と市外業者との回答結果の違いが大きい。業者選定の公平性の確保に必要な施策と、地域振興の観点から必要な施策とを十分な調整を図るとともに、立川市の入札制度の改革案に関する十分な理解を得るための周知徹底策が非常に重要である。
- また、入札制度の改革案に盛り込まれている施策のうち、業者側でのコスト増が考えられる施策についてはやや否定的な回答が見られた。施策の趣旨に反しない範囲で、業者側のコスト増を抑える工夫も必要である（例：工事内訳書の改善における見積コストへの考慮、電子入札導入の際の東京都との規格統一等）。

(2) 立川市の予定価格の妥当性に関する回答について

- 本件アンケート結果だけでは判断できないところであるが、今後の立川市における予定価格の積算等の向上を図る際に、参考とすべきである。なお、単純に落札率が低下すれば良しとする議論もあるが、予定価格そのものが適正であることが大前提であることは十分に留意する必要がある。

(3) 立川市職員・立川市議会議員との関係にする回答について

- 本件アンケート結果と、議員アンケート及び職員アンケート結果と整合を欠いたものとなっている。この原因については、次の3つのいずれかが考えられる。

業者アンケート内容が事実と異なる回答をしている（または議員アンケートないしは職員アンケート内容が事実と異なる回答をしている）こと。

一部の業者による「働きかけ」の議員又は職員への接触の頻度が高いこと。

「働きかけ」に関する考え方・意識が異なること。アンケート実施時期が異なっているため、一番最近で実施した業者アンケートでは、裁判が進展していること等も関係し、「働きかけ」という言葉を非常に重く受け止めていること。

- 職員、議員と業者との然るべき関係について、具体的な行動指針を、職員、議員のそれぞれで策定し、業者にも明示していく必要がある。また業者側独自での倫理綱領等の策定には否定的であったことも鑑みると、立川市が入札参加業者に遵守を求める「入札参加業者倫理綱領」等を策定すべきである。

【参考資料等】

立川市競争入札参加資格取得業者に対する アンケート

立川市

【回答期限：6月18日】

< 回答にあたっての留意点 >

- 回答は別紙「回答用紙」にあてはまる選択肢の記号を記入してください。
- 設問の文中に「最もあてはまるものを一つだけ選んでください」とある場合は、回答欄に記入できる選択肢は一つだけです。複数の記号を記入された場合、正確な集計が出来ませんので、必ず最もあてはまる選択肢を一つだけ選んで記入してください。
- 設問の文中に「あてはまるものをいくつでも選んでください」とある場合は、回答欄に複数の選択肢を記入できます。
- 設問によっては、その選択肢を選んだ「理由」の記入が必要なものもあります。該当する選択肢を選んだ場合には、回答用紙の「理由」欄にもあてはまる記号を一つだけ選んで記入してください。

<はじめに - 貴社の登録情報>

貴社が「競争入札参加資格業者」として立川市に登録している情報について、あてはまるものを選び、回答欄に記入してください。

(Q1) 貴社が登録されている所在区分について、以下の ~ から一つだけ選んでください。

市内業者（本店が立川市内にある業者）

準市内業者（本店が立川市外にあるが、支店・営業所が立川市内にあり、
なおかつ委任先（契約行為等を行うことができる者）として
指定している業者）

その他業者（上記以外の業者）

(Q2) 貴社が工事業者としての登録されているかどうか、以下の ~ から一つだけ選んでください。

工事登録あり

（工事のみで登録、または工事と委託で登録、または工事と物品で登録、または
工事・委託・物品のすべてで登録されている業者）

工事登録なし

（委託のみで登録、または物品のみで登録、または委託と物品で登録されている
業者）

< 改革案の方向性に関する質問 >

立川市入札事件再発防止調査委員会（以下、調査委員会とする）では、様々な改革案を提言しています。これらに関する以下の質問について、それぞれあてはまるものを選び回答欄に記入してください。

(Q3) 市外業者でも参加できる「一般競争入札」を促進し、競争性を高めるべきという提言がされました。これに関し、貴社の意見として最もあてはまるものを以下から一つだけ選んでください。

一般競争入札を原則とし、例外は認めるべきでない

一般競争入札を原則としつつ、案件によっては従来の参加希望型指名競争入札・指名競争入札を限定的に実施すべき

従来どおり参加希望型指名競争入札・指名競争入札を中心とし、一般競争入札を限定的に実施すべき

わからない

工事業者として登録をしていないので回答できない

(Q4) 委託業務契約についても工事契約と同様に制度整備が必要と提言されています。これに関し、貴社の意見としてあてはまるものを以下からいくつでも選んでください。

一般競争入札を原則とすべき

総合評価落札方式（品質・技術力等、価格以外の要素も勘案した入札方法）を導入すべき

競争的プロポーザル方式（仕様作成の段階から複数業者が見積提案し、その中から仕様の良し悪しも含めて評価・選定する方式）を導入すべき

従来どおり随意契約や指名競争入札が主体でよい

特命随意契約等によってできるだけ同じ業者が継続的に受注できるようにすべき

わからない

委託業者として登録をしていないので回答できない

(Q5) 「立川市が発注を行う際に、どのような事項を優先すべきか（価格・品質・納期・安全性・環境配慮等）」を明確にした基準を定めることが提言されています。これに関し、貴社の意見としてその基準に盛り込むべきと思われるものを以下からいくつでも選んでください。

価格の安さ

工事・業務・納品物等の品質

納期遵守

安定的に供給できるための企業経営の安定性

地元企業への優先発注

工事現場・業務提供場所における安全対策

環境への配慮

アフターサービスのよさ

わからない

(Q6) 価格以外の要素も含めて総合的に勘案して入札に付す、「総合評価落札方式」の導入が提言されています。これに関し、貴社の意見として最もあてはまるものを以下の ~ のうち一つだけ選んでください。また、それぞれの回答の理由についても、a. ~ c.の中から一つだけ選んでください。

「総合評価落札方式」を導入すべき

(理由)「 を選んだ方はご記入ください。」

a. 不正入札・談合がしにくくなるので

b. 価格以外の当社の強みが反映される可能性が高くなるので

c. その他

「総合評価落札方式」は導入すべきでない

(理由)「 を選んだ方はご記入ください。」

a. 入札に参加する業者側の作業負担が大きくなるので

b. 当社は価格が強みなため

c. その他

どちらともいえない(「理由」欄は記入不要です)

わからない(「理由」欄は記入不要です)

(Q7) 立川市では、市内業者（立川市内に本店を有する業者）が優先して入札に参加できる制度（いわゆる地域要件）となっています。この地域要件は将来的に廃止することを前提として検討すべきであるとの提言がされましたが、これに関し、貴社の意見として最もあてはまるものを以下から一つだけ選んでください。

立川市において、地域要件はすぐに廃止すべき

立川市において、将来的には地域要件を緩和または廃止すべきであるが、当面は存続すべき

立川市において、地域要件は将来的にも存続すべき

わからない

(Q8) 仮に、前問の「地域要件」を立川市が廃止した場合、市内業者（立川市に本店を有する業者）に対する支援策について、あてはまるものを以下からいくつでも選んでください。

大型な案件を小口に分割発注することで、市内業者の受注機会を確保すべき

大型な案件の受注金額の一定割合について、市内業者への下請負（再発注）を義務付けることにより、市内業者の受注機会を確保すべき
技術向上のための講習会などを立川市が実施して、地元企業の育成を行うべき

市内業者への融資制度の拡充により、資金面の支援を行うべき

市内業者の支援のための特別な施策は必要ない

わからない

(Q9) 立川市では、今年度中にも「郵便入札（入札書を郵送する方式）」の試行を予定しています。これに関連し、貴社の意見として最もあてはまるものを以下から一つだけ選んでください。

郵便入札の導入には賛成である

郵便入札の導入には反対である

どちらともいえない

わからない

(Q10) 立川市では、「電子入札（インターネットを使った入札方式）」の導入を検討しています。そこで、貴社の意見として最もあてはまるものを以下の～から一つだけ選んでください。また、それぞれの回答の理由についても、a.～d.の中から一つだけ選んでください。

電子入札の導入に賛成である

（理由）「 を選んだ方はご記入ください。」

a. 入札会場に行かずにすみ、便利だから

b. 一度の入札で結果が出るので分かりやすいから

c. 入札が透明になり公正な競争ができるから

d. その他

電子入札の導入に反対である

（理由）「 を選んだ方はご記入ください。」

a. 当社にはパソコン・通信機器等が十分がないので、購入するための費用がかかってしまうから

b. 当社ではパソコンに関する従業員の教育が必要であるから

c. 入札の際に通信費等の余分な費用がかかってしまうから

d. その他

どちらともいえない（「理由」欄は記入不要です）

わからない（「理由」欄は記入不要です）

(Q11) 立川市では、現在、一部の工事案件について、入札価格の内訳を「工事内訳書」として提出して頂いていますが、この「工事内訳書」の見直し（より詳細の積算内容や、材料費・労務費・外注費等の内訳表示等）が提言されています。これに関連し、貴社の意見として最もあてはまるものを以下の～のうち一つだけ選んでください。また、と回答された場合には、その理由についても、a.～c.の中から一つだけ選んでください。

より詳細の積算結果等を提示することについて、当社では特に問題はない（「理由」欄は記入不要です）

より詳細の積算結果等を提示することには反対である

（理由）「 」を選んだ方はご記入ください。」

a. 見積コストが大幅に増加するため

b. 詳細な積算は全く行っておらず、積算結果を提出することができないため

c. その他

どちらともいえない（「理由」欄は記入不要です）

わからない（「理由」欄は記入不要です）

工事業者として登録をしていないので回答できない（「理由」欄は記入不要です）

(Q12) 改革にあたっては、各社の施工体制・業務実施体制を考慮する必要がありますが、貴社が立川市から受注した場合の実施体制について、あてはまるものを以下からいくつでも選んでください。

立川市からの受注案件の多くは、自社のみで施工・実施できている
立川市からの受注案件の多くは、一部分を市内業者に再発注（下請負）している

立川市からの受注案件の多くは、一部分を市外業者に再発注（下請負）している

立川市からの受注案件のうち、大型案件は市外の大企業に再発注することがある

手持ち案件が多い場合等には、立川市からの受注案件の主要部分を他社に一括して再発注（下請負）せざるを得ないことがある

わからない

過去に立川市から受注したことがないので回答できない

(Q13) 提言の中では、「工事品質」も重要な要素として挙げられています。そこで、貴社の工事品質検査／品質管理体制等について、最もあてはまるものを以下から一つだけ選んでください。

立川市（主管課・監督員等）による完成時の検査実施前に、自社で（または外部委託して）品質検査を行っている（それ以外には検査を実施していない）

完成時だけでなく、施工工程において進捗に応じた品質検査を自社で（または外部委託して）行っている

品質管理活動として、TQC（全社的品質管理）や ISO9000 シリーズの認証取得を行っている（または取組み中である）

上記のどれも行っていない

わからない

工事業者として登録をしていないので回答できない

(Q14) 業者等からの「相談窓口」を設け、立川市の発注案件における「談合情報」や「下請いじめ」といった情報・相談を受け付けることが提言されています。これに関連し、貴社の意見としてあてはまるものを以下からいくつでも選んでください。

この「相談窓口」が設置されたら、積極的に活用したい

この「相談窓口」が設置されたら、談合や下請いじめの防止に効果がある

この「相談窓口」が設置されても、正確な情報が集まるかどうかは疑問である

この「相談窓口」が設置されても、相談者の秘密厳守や他業者からの報復防止の対策がないと安心して活用できない

この「相談窓口」が設置されても、活用する機会がない

わからない

(Q15) 業者各位に対しても、競争入札参加資格取得の際に「入札参加業者倫理綱領」等の遵守を誓約していただくことを検討しています。これに関連し、貴社の意見として最もあてはまるものを以下の ~ のうち一つだけ選んでください。また、それぞれの回答の理由についても、a. ~ d.の中から一つだけ選んでください。

「入札参加業者倫理綱領」等は必要である

(理由)「」を選んだ方はご記入ください。」

- a. 不正や癒着を防ぐために必要
- b. やってよいことと悪いことの基準が明確になるので必要
- c. 接待・贈答等の要求を断りやすくなるので必要
- d. その他

「入札参加業者倫理綱領」等は不要である

(理由)「」を選んだ方はご記入ください。」

- a. 仕事がやりにくくなるので不要
- b. 現在も立川市職員とは節度を持って接しているので不要
- c. 不正や癒着の防止等に対する効果がないと思うので不要
- d. その他

わからない(「理由」欄は記入不要です)

(Q16) 前問の「入札参加業者倫理綱領」等とは別に、貴社独自で「倫理綱領」等を策定されているか、最もあてはまるものを以下から一つだけ選んでください。

ある(または策定中)

ないが、策定を検討している

策定を検討する予定はない

(Q17) 入札や契約における立川市(行政)の課題のうち、貴社の意見として最もあてはまるものを以下からいくつでも選んでください。

民間企業の発注案件と比べ、入札・契約の手続が煩雑である

受注意欲があるのに指名してくれない

受注したくない案件でも指名されて断れないことがある

上記の中では特になし

わからない

(Q18) 業務管理・監督・検査等における立川市(行政)の課題のうち、貴社の意見として最もあてはまるものを以下からいくつでも選んでください。

立川市職員による現場での監督・視察があまり実施されていない

仕様の変更が頻繁に行われるため、追加費用がかかることがある

立川市職員によって、業務の進め方や検査のやり方に差が大きく、案件ごとに業務の進め方・求められる品質が違ってやりにくい

上記の中では特になし

わからない

過去に立川市の案件を受注したことがないので回答できない

< 立川市が算定する予定価格等に関する質問 >

立川市のみならず、国や地方自治体が発注する案件の見積価格である「予定価格（＝契約予定金額の上限）」は、一般に「民間企業が發注する工事の見積価格に比べて大幅に高い」といわれています。そこで、立川市における予定価格に関する以下の質問について、それぞれあてはまるものを選び回答欄に記入してください。

(Q19) 立川市では、一部の工事案件について予定価格を公表していますが、立川市の予定価格と、同等の工事を民間企業が發注する場合の見積金額とを比較して、貴社の意見として最もあてはまるものを以下から一つだけ選んでください。

- 立川市のほとんどの案件について、民間企業の見積よりも高い
全体には同等であるが、場合によっては立川市の予定価格のほうが民間企業の見積よりも高い案件がある
- 立川市の予定価格と民間企業の見積とはそれほど差はない
全体には同等であるが、場合によっては立川市の予定価格のほうが民間企業の見積よりも安い案件がある
- 立川市のほとんどの案件について、民間企業の見積よりも安い
わからない
- 予定価格開示案件の見積を行った経験がないので回答できない
- 工事業者として登録をしていないので回答できない

(Q20) 立川市から案件を受注する場合、予定価格を下回る入札金額（見積金額）を提示する必要がありますが、これまで貴社が立川市から受注した案件の採算性について、最もあてはまるものを以下から一つだけ選んでください。

- 立川市から受注した案件のうち、ほとんどの案件は黒字であった
- 立川市から受注した案件のうち、全体には黒字案件が多いが、場合によっては赤字の案件もあった
- 立川市から受注した案件のうち、黒字案件と赤字案件は半々くらいであった
- 立川市から受注した案件のうち、全体には赤字の案件が多いが、場合によっては黒字案件もあった
- 立川市から受注した案件のうち、ほとんどの案件は赤字であった
- わからない
- 過去に立川市から受注した案件がないので回答できない

< 立川市職員・立川市議会議員との関係に関する質問 >

今回の不正入札事件の原因究明にあたり、調査委員会では、立川市職員・立川市議会議員・入札業者の間の不適切な関係についても、立川市職員および立川市議会議員に対するアンケート等により調査・分析しています。そこで、貴社を含めた入札業者の立場でのご意見も収集するため、以下の質問について、それぞれあてはまるものを選び回答欄に記入してください。

(Q21) 特定の立川市職員個人に対し、特定案件の入札・契約において自社に有利に働くようにしてもらおう目的で、以下のような「働きかけ」等をしたことがありますか。あてはまるものを以下からいくつでも選んでください。

- 職場へ訪問し依頼
- 職場へ電話し依頼
- 自宅へ訪問し依頼
- 担当者等への中元・歳暮
- 担当者等への中元・歳暮以外の金品の提供
- 担当者等への飲食やゴルフ等による接待、旅行の提供
- 担当者の関係者等への就職のあっせん
- 上記のいずれもしたことがない

(Q22) 特定の立川市議会議員個人に対し、特定案件の入札・契約で自社に有利に働くようにしてもらおう目的で、以下のような「働きかけ」等をしたことがありますか。あてはまるものを以下からいくつでも選んでください。

- 選挙活動・日常の議員活動の支援
- 政治献金
- 特定案件に関して立川市に口利きをしてもらうための、仲介・立会い・同行の依頼
- 立川市議会議員への中元・歳暮
- 立川市議会議員への中元・歳暮以外の金品の提供（政治献金以外）
- 立川市議会議員への飲食やゴルフ等による接待、旅行の提供
- 立川市議会議員の関係者等への就職のあっせん
- 上記のいずれもしたことがない

(Q23) 中元・歳暮等の贈答や飲食の提供について、よく「社会通念として認められる範囲で行うならば認められる」といったことが言われますが、市では関係者から贈答等の受け取りを一切禁止しています。今後職員の倫理条例を作るなど徹底を図っていきますが、このとについてどのように思いますか。最もあてはまるものを以下から一つだけ選んでください。

- 一切禁止を徹底すべき
- 社会通念上で許される範囲であれば必要
- どちらともいえない
- わからない

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

〈立川市競争入札参加業者アンケート 回答用紙〉

「立川市競争入札参加業者アンケート」の回答は、この回答用紙に記入してください。
 【回答の上、6月18日までに返信用封筒にて返送してください。】

Q 1	
Q 2	

Q 3	
Q 4	複数回答可
Q 5	複数回答可
Q 6	理由
Q 7	
Q 8	複数回答可
Q 9	
Q 10	理由
Q 11	理由
Q 12	複数回答可
Q 13	
Q 14	複数回答可
Q 15	理由
Q 16	
Q 17	複数回答可
Q 18	複数回答可

Q 19	
Q 20	
Q 21	複数回答可
Q 22	複数回答可
Q 23	

2) 立川市が実施・回収した「自由意見記載用ハガキ」に記載された意見の一覧

- 市長及びA市議のなれあいの為、工事案件のほとんどで談合があたりまえになって居り、協力しない業者を指名しない等がかなり多く見られます。平等な立場で入札が行われるよう、お願い致します。
- 10年程、入札指名参加届けを出しておりますが、まったく呼ばれません。
- 指名入札制度について、市に登録しても指名されるか否かの基準があいまいであると感じます。一般競争入札において、事業者の門戸を広げる方が良いと思うのですが・・・。
- 入札期日を市の広報で見落とすことがあり締切日ぎりぎり若しくは期日切れになって知ることがあります。ご多用とは存じますがハガキ等で（又は何等かの誇大広告で）ご通知いただければと思います。
- 前略 当該発注した事件（いまわしい）も、業者として大いに反省し改善をします。今後の問題点として、行政にたずさわる方々及び業者もその善良なる人格に帰すると思えます。物ごと行きすぎますと行政にも影響があると思えます。中庸なる自治・行政を希望します。 草々
- 一般（指名）競争入札（見積）参加資格審査申請に係る要望
 - 1 現在は提出先（市町村、一部事務組合等）ごとに申請書類の書式、記載する内容、捺印箇所及びその数、添付書類（印鑑証明書、納税証明書、現在事項全部証明書等）の種類などが統一されておらず、提出先ごとに記載要項等熟読しなければならず、申請書類一式として整えるのに時間がかかります。そこで、全ての提出先に対する申請書類の書式、記載する内容、捺印箇所及びその数、添付書類の種類を統一してもらえれば、宛名だけ空欄にしておけばあとは同じ書類を整えればよいことになり、非常に手間が省けて助かります。
 - 2 郵送による提出を推進して欲しいと思えます。提出者側も審査側も無駄な時間をつくらなくて、いい方法だと思えます。
 - 3 登録期間は1～2年が多いですが、もっと登録期間を長くして欲しいです。（最低3年以上）
- ❖ 大変失礼ですが、以上述べてきた「申請」は、行政側にとっては自らの仕事を作り出しているのでは、という気がします。仕事のための仕事だったらご容赦願います。
- 貴市に登録（入札参加資格取得）してからこれまでに参加していませんので、コメントできません。ご了承方お願い致します。
- 上下水道について、機器検定制度、指定工事店制度が存在していたら、遠からずして同じ事件は起きると思えます。
入札後（入札前にも構わないが、埼玉県はそうしている）落札価格、予定価格を公表すること。規制を外し、情報をopenにすれば談合やら、付け届けで情報入手を計るような真似はしなくなります。
立川市が先がけて踏み切られることを期待しています。
- 日頃私共に御指導、ご鞭撻を賜り感謝申し上げます。又今回の事件に関し、同じ水道工事事業者として深くお詫びいたします。今後、指名停止解除後につきましては、厳正なる態度で入札に参加させていただきますが、立川市発注工事は市内業者に優先発注いただき、地元業者の育成を切にお願い致します。又、適正価格での落札で品質の向上を目指し、相応の利益を上げて納税

することができればと思っております。市外業者が受注しても決して市の為にはなりません。市は改革ばかり考えていますが、今までの立川市の入札方式を正しく運用出来る様御指導いただければ、絶対に同じ過ちは繰り返しません。以上

追伸

市発注の水道本管工事は近年ほとんどが土木業者が受注しておりますが、市の水道工事は本業である水道業者が施工するのが本来の姿だと思います。一部の市議の考えで土木業者に発注する様になってしまいました。他市の様に再び水道工事は水道業者に発注をお願い致します。

- 私は今事件の当事者です。今回の事件に関しまして我々業者が長年公共工事に談合と言う方法で対処して来た事は、我々業者側から見た営利目的からする最前の、共存共栄の道で有りメカニズムであります。もっと大きな単位での抜本的改革をしないかぎり継続されます。1自治体で解決策を考案しても無理な問題です。それこそ無駄な公費であると思います。公も民も胸に手をあて過去を反省すればわかる事、目先の解決依りも1自治体から改革をと言うのなら一番進んでいる自治体（横須賀市）を見ならうべきです。当立川市に於て今回の事件を切っ掛けに市民の立場で抜本的解決を望むなら今までの灰色部分を公表して立川発展の為又立川が全国に先がけ健全な公共事業推進を計って行ってもらいたい。事件関係者として今後立川市が他自治体に対し誇りの持てる市として改革が実る為なら、私自身まだ明かされていない黒い部分等を公の場で明らかにする用意が有ります。各位殿
- 今回の不正入札事件を受けての入札制度改革における地域要件の廃止を検討との提言についてですが、区市町村において地元企業優先は地元業者の育成のみならず、地域雇用や地域発展の一端を担う地元企業の育成として各自治体が推進していることであり、立川市以外の区市町村に関しては市外業者は指名を受けることも年々少なくなり、各自治体の担当者に聞けば必ず「地元が優先」との答えが返ってまいります。場所によっては、「市外業者は指名しない」と断言するところも少なくありません。他の自治体に関しては、この傾向はますます強くなります。今まで毎年の減額に忍びながら、地域社会の一員として地道な努力を続けてきた市内業者として、安易な一般競争入札制度の導入は目先の対応としか思えず、市政にとって必ずしも良い方向性ではないと考えます。
- 委託の市内業者として資格を取得しております。アンケートにもありましたが地域要件（地元企業への優先発注）は、存続をお願い申し上げます。委託業務にも「最低制限価格」を、設ける事を要望します。安価な受注による質の悪い仕事は後々不安です。良い成果を提出するには、適正価格が必要です。東京都では、平成17年度までに委託業務も電子入札の導入を検討されているようですが、貴市では新庁舎建設後になるのですか。（アンケートは7日に郵送しました。）いつも大変お世話様になっております。ありがとうございます。以上、よろしく願い申し上げます。
- 入札制度の中で、最低入札価格が設定されていますが、仕事が無くどうしても落札したい時は上記最低制限価格で落札しないと仕事が無くなります（とれません）。各社が皆このようにして落札した場合は、業者は苦況を強いられます。何か良い方法をとらないと全社ダメになりますので、行政の方でも

考えてみて下さい。予算一ぱい使って、良い工事を施工するのが本来の姿です。

- 今般 発生した不正入札等事件に対して、市が積極的に制度を改革される事を希望します。この問題に関して、国、都をはじめ各自治体があしなみをそろえある程度の統一制が必要だと思う。又、アンケートの中に不正防止の為、現在地域要件は将来的に廃止する事も考えられているようですが、市内業者だから今回のような問題が起きたと言うものではありません。むしろ市内業者を育成するためにも、大手会社に指名が集中するのではなく、大、小の会社を問わず、バランス良く指名されることを願う。都内、他の市の業者の中には、今回の事件より大きな会社が存在し、犯罪まがいの事ばかり、とうっている……。市においてもゼネコンだけではなく、最低価格制度を導入し、適正価格で、談合屋がはびこる事のない入札又は、見積り制度を1日も早く確立する事を節に希望します。まだまだ書きたい事はたくさんありますが、書面が狭いので、このへんで失礼致します。
- 前略 アンケートについては、あずさ監査法人に提出致しました。私どもの会社は印刷物、出版物でお世話になっている企業ですが、安かろう安かろうでなければ落札できないしくみで、デザインや編集、印刷の質については、二の次といった市側の姿勢については、一定の意見をもたざるを得ません。よい仕事をしようという業者の間では、市の仕事はしたくないといった意見も出ております。しっかりした料金規準（各々）をたて、その規準（見積り）を出した業者は見積りに参加させず、その規準に一番近い業者に仕事をだすなど、一番よい方法を検討していただきたいものと考えます。早々
- 業者について
電子入札等何でもやって良いと思います。「競争」意識は少なくとも業者側はもっていますので大丈夫でしょう。いやだったら、入札に参加しなければよいのですから。
市議について
調査は甘すぎます。「口きき」等もっと沢山の議員がやっているはずですよ。たまたま設備で事件が起きましたが、「氷山の一角」だと思っています。これでおわったら立川市は「腰抜け」と思われても仕方ないでしょう。
市に対して
ガードが甘すぎ、仕事が多くて大変かもしれませんが担当者はもっと自信をもってやって下さい。その為には市の人間が「責任」というものを一番強く意識して頂かないとこまります。業者がいくら頑張っても裏技が通るようじゃ、市はなめられてしまいますよ。
税金、行政サービスの意識だと市議が一番だめですね。こう言う以上、私も後指をさされない様に頑張るつもりです。
- お世話になります。このアンケートが最初に来た時は出すつもりがありませんでした。今回このはがきを受けてアンケートも提出いたします。これに限らず一方的だとは思いませんか？ “あずさ” についても返信封筒に入らない用紙、折り方、アンケートの中身も一方的で意見するところなく、先に “あずさ” から来て本当に立川市のアンケートなのか不安でした。大丈夫でしょうか？ もちろん入札の方法などにも問題が多く、ただ安いだけで中身が伴うことが難しい一方的なものだと思います。話し合いの場を定期的にして意見の交換などが必要ではないかと思えます。子供の頃から立川に住み、

立川で仕事をし、立川に思い入れがあり、より良い街になってもらいたいと思っています。

- 機械の修理やメンテナンスは入札によらず、機械メーカーに直接発注した方が、適正な方法、適正な価格で実施でき、機械の寿命も長く保てると思います。
- 前略 指命競争入札の場合、他の指命を受けた会社がわからないような指命の方法を考えるべきである。例えば指命5社を一同に集めて、現説するような場合、談合を助長しているようなものです。発注側が真剣に競争を促しているのかどうか疑しい。これは何にも貴市に限ったことではありませんが。価格だけではなく、企画内容や品質等も判定材料にならないと、良質な工事や設計委託にはならないと思います。
- 当社は、指名参加願いで貴市に参加登録させて頂き20数年になりますが貴市から指名通知を受けたことも無く、これから貴市に対してどの様な営業活動を展開して良いか悩んで居ます。市外業者では駄目なのでしょうか？
- 電子入札について
今後は、都や他の市区町村でも導入を検討していると思われませんが、電子入札システムを共通化してほしい。
- 平成12年に立川競輪場にて使用中の無線機新替に係る入札の仲ですが、立川市ではメーカー指定でしたが無線機は電波法により各メーカー共同仕様になっています。後になって気付いたことですが、何もメーカー指定にしないで同一仕様にて入札をやらせてもらいたかった。そうすればもっと安い予算で導入出来たと思います。結果として のディーラーの 電気が落札しましたが、今後はこの様な案件につきましては、改良してもらい度々お願い致します。
- いま私達業界を取り捲く景気回復はいまだに先行不安定な状況にあります。そのなかでアンケート用紙にペンをとります。いま立川は不正競争入札問題でゆれています。行政と一部業者のゆ着か、私達市民業者が知らぬまに不正が行われていたと云ふ事件に啞然とするばかりです。私共業者（中小企業）は仕事もなく倒産寸前の厳しい状況にあり、私達の信頼する行政が立場を利用して内部で不正が行われていた。市民の敵であり除去しなければならない。事件云々よりも、現在の職員は総入替、新しい組織で新制度の設立を希望する。内部の失政改善を業者に問ふのもなにおか洗や、要はいかなる入札方式であれ、悪に溺れない良識のある入選をして欲しい。それが、唯一の解決の道であると思います。
一部、民間人を組織のなかに入れる。以上よろしく申し上げます。
- 1. 立川市では市内業者に対して発注限度の範囲（ランク）金額の上限も定めた通達があったと思いますが、現実には明確さにかけている節が多少ある様に思われます。業者も年々内容の変化もありますが、小規模、中規模、大規模同様に考えは同じだと思えます。各社各様生きて行く為に色々と模索しております。市側にも（小・中・大）今後明確なる発注尚指名を見直して頂きたい。
- 今迄は、市議員で一番長い間やってた方が一部の会社の社長と一緒にあって、工事をやりたいように発注したり、遅らせたり随契にしたりやってた訳ですが、その不正行為を市長、助役、市議員等は誰も止める事が出来なかったわけです。その市議員も社長も健在です。今後、今迄のようには彼等

も動けないとは思いますが、今迄やってきた甘い汁を吸いたくて少しは同じような事をおどかしながらやってくると思うのです。我々市民はどこまで体を張って政策部経営改革担当がやってくれるのか（格好だけなのか）注目しています。建設業界の人達は公平に土俵に乗せさえすれば、役所は何も文句を言われるスジは無いのです。一部の会社のみが良い価格で受注してもらい、そのおこぼれをもらおうとするから問題がおこるのです。

- 市内業者を最優先に育成して頂きたくお願い致します。他市では、市内業者を優先して指名しています。
- 入札に関する不正等は近年全国で問題になっており、御市におかれましても身近な問題になっていることがうかがえ、今回御協力させていただきました。今後、業者におきましても、いろいろな問題が起こり、あるいは世間を騒がすようなことが、多く起こるかもしれません。今後、このようなことが起こらないよう御市が取られたアンケート等で適切な処置がなされるよう、望む次第です。
- 現場施工における施工体制のチェック強化（社員による代理人、監理技術者、下請負者等との契約状況）の方が、重要と思われれます。又、指名等に当たっては、各社実績、技術力、財務状況の確認強化が望ましく思います。更に、市職員の監督員、検査員の資質の向上を計り、現場における検査強化を行ない、不適格業者の排除を行なう事が大事に思われれます。
- 設計コンサルタントですが、価格競争ではなく、プロポーザルによる業者選定をお願いします。
- アンケートには回答致しました。市内業者を出来るだけ使って頂ければ有難いと思えます。
- 立川市競争入札参加資格について
単体工事は市内業者を優先的に指名することは、良いことだと思います。共同企業体工事は、区外業者にも門戸を広げて頂きたい。
仕様書、図面等はコンパクトディスクにして業者に郵送する。（東京都、東京都住宅供給公社実施しています。）
立川市からはほとんど指名がありません。
- 物品の仕入れの時は一度専門の業種に見積りを取りよせると仕入価格もさがり経費も少なくなると思えます。自動車部品の内例として、自動車修理、バッテリー、タイヤ、ホイール、3に割け修理工場に納品した方が安くなると思えます。
- 当社は、建設業（とび、大工）です。私自身も若手の部類ですが、経営審査、税金等、いろいろな条件をクリアーし立川市より受注できるよう努力している次第ですが、業界紙等を見ていると同じような名前の業者が紙面をかざっています。実際、工事を施工した場合、価格、品質が勝っていても、チャンスをいただけないと、アピールする場がありません。かといって、条件面（法人組織上）だけに着目すると、大企業等優位になりかねません。市内にも、書類上、行政上手続きをふんでステップアップしてる若手企業があることをお忘れなく。
- 市民にとって分かりやすく、かつ納得できる「入札・契約制度の確立」が急務です。今回の「倫理規定」「実務マニュアル」の策定・運用は、市民・市職員をはじめ競争入札参加資格者にとって大へん意義あるものと思えます。

明るくかつ公平性が保たれる制度の改革がなされることを望んでおります。
以上

- 公示のさいの予定金額の公表は、不要ではないか。
- 機械の保守点検委託は各メーカー事に発注をお願いしたい。市の予算枠内での入札額を明示して欲しい。（最低価格を設定しておいて欲しい。）
- この度の立川市の汚職事件は、担当者の裁量の余地が大きい、契約事務に未整備な点があったと思われる。

具体的には、

- 1．指名業者選定に関する担当者の広範な裁量と、
- 2．それとチェックする体制や整備が不十分なこと等が考えられる。

改善策

- 1．契約事務の監視体制を充実させること。
 - 2．内部告発制度の創設や公務員倫理の徹底など。
 - 3．指名する業者の範囲を広くし、数も増すべきではないか。
 - 4．技術力や、コンサル職員数、SO取得等総合的に判断して指名すべきである。
- 地域の壁をとり除いてしまうと、大資本を持つものには価格の格差でかなわないという現実をどのように対処するのでしょうか。地元業者あつての行政という視点では進めることはできないのでしょうか。単に価格優先的な視点では、長い期間でとらえた時に地盤の空洞化をまねくのではないのでしょうか。その辺りをよくお考えの上、進めて下さい。
 - 環境関係の委託業務は平成10年度から入札方式になったが、それ以前は随意契約であった。入札方式になっても指名件数は少ないため、従来の業者が受注して実施しているのが現状であり、実績の無い業者や受注件数の少ない業者は入札にも参加できない。最近では、ダンピング業者が横行しているため、従来の半額以下になっている。業務実績のある業者は、すでに経験した仕事内容であるから、従来の半分の金額であっても何とか対拠することができるから有利である。しかし、初めての業者はリスクが大きいため急激なコストダウンは無理である。もう一度、原点に帰って業務内容を点検して金額の再積算を行い、入札制度についても検討すべきである。必要経費についても考慮すべきである。
 - 市内業者を優先することは当然と思いますが、少なくとも三多摩地区に在る業者及び支店、営業所登記をしている業者については、市内業者に準ずる扱いをお願いしたいと思います。
 - 指名通知書、仕様書及び図面の送付等書類を郵送でお渡しする。通知書のかくにんFAXにてする。指名業者の指名10～15者くらいではばひろく指名をする業者数が多いと業者がぜんぶわからないためだんごうができない物件にわ最低制限価格の設定の義務付けおする 又 入札書及び積算内訳書（工事のみ）は入札時に提出する場合予定価格のこう表とする又業者より実績調書の提出により指名する工事等が施工できるかできないかの確認する内容によって指名するかしないかの基準にする 又 役所内の癒着等の問題がないよう規律を徹底する又指名の中にメンバーとして市内業者だけでなく市外業者も指名メンバーの中に加える 市内業者のみで組むとまただんごうの原因となるのでしないほうがいいと思う 東京都のように希望表（工事・委託）の提出で指名メンバーをきめる方法もいいと思う 又 市役所様

におかれましてはインターネット等の入札方式等の考えがあると思われすが、そういう方向で制度改革に取り組んでいただきたいと思います。

- まず立川市の行政は、市長、市議と結託して、公正なものであるなどは、程遠い。何十年も続いていて、当り前、業者としては、生き残るために、議員に働きかけ、付け届けや、接待当り前、これで、清い市政と言えるのでしょうか。市長はとっくに、責任をとって辞めるべきです。70%以上の職員が市議に、働きかけをされたと言うアンケートはどうなったのか、皆、自分自身が可愛いから黙っていれば、分らない。市議、市長、助役、全員が結託して、もみ消し、捕ったもと職員や、業者の個人的に行ったものとしておけば...気の毒でなりません。金品が動いた時に、不正をしているというのは、子供だって分ります。業者でも、大きな仕事出来る所は、決まっています。きちんとした仕事出来る会社でなかったら、仕事にはならないし...。本当に立川の市政はメチャクチャ、何んの希望もありません。マスコミに、訴えたい位です。事実、不正をしている市議を、何人も知っています。まだまだ根本的な、入札問題、何一つ解決していないのですから、市長や助役が辞めてないで不正の議員がいる限り、立川の市政は、立ち直ることはないでしょう。まだ、書きたい事、沢山ありますが、契約制度改革、出来る訳ありません。市長が辞める時は、退職金は、絶対、受け取るべきではない！！リコール運動なぞ起きない！！不思議！
- 入札業者の選定については、他自治体には、市内に本社を置くものとし、実際に本社機能を有している事務所かどうか調査している所もあります。立川市においては市内業者が優先されていると思いますが、全く他市業者を排しているわけでも無いのでバランス的には良いのではないかと思います。但、大きな物件はどうしても一定の（それなりの力を持った）業者に片寄っているので、一部を分けて小さい業者にも仕事を分けることができれば弊社のような小会社も恩恵を受けられて有難い。議員や役人をお願いに行くのは当然のことで、その通りにするという意味でなく、市民の声に耳を傾けるということ、それを聞くためにいるのだと思う。もちろん、見返りを願ってはいけない。彼等にとっては別に給料をもらっているのだから。
- 入札に関しての質問があります。

私は立川市 町 - - に在住、市内で28年間看板業を営んでいるA工芸のBと申します。

平成13年10月に入札参加資格を得ました。

質問1．入札参加資格を得て以来、選挙の看板、競輪場関係の看板その他立川市で発注される看板のほとんどの見積りが来ていません、かろうじて教育委員会、総務課、水道、から2年半の間、合わせて数回の見積りを戴いただけです。今まで市の仕事をしてきた者が優先されるのだとは思いますが、見積り事体があまりにも少なく競争入札の意味が無いのでは？競争入札（見積り）を出さない理由は？

質問2．いただいた見積りの時間があまりにも短く、調査する時間がありません、これでは実績の有る者のみ有利になるのではないのでしょうか？（過去の資料を基に見積り出来るし以前に自分のやった仕事の再製作見積りがほとんどです。）

質問3．図面の作成、使用材料の指定はどこで、何に基づいて行われるのでしょうか？

質問4 . 私の調査によりますと、仕様書と実際の製品がかなりの違いがあります。(仕様書よりかなり雑な出来上がりです。)看板取付後の検査はどのように行われていますか?(念の為、写真と仕様書を添付します。)
以上、今の時点で気が付いた事を質問します。納得いくご回答をお願い致します。

- 一般の業者の不祥事を各業者に全部あてはめて調査するのもどうかと思います。又、第三者機関を使うという事は、そのための費用も発生していると思います。どれだけの費用をかけて調査したのか、その辺も今後、各業者に調査委員会の費用も含めて、実質費用をきちんと連絡して頂きたいと思います。
- 今回の事件については、我々市工事を請け負うものとして真撃に受け止めなければならない事だと思います。バブル経済崩壊後、我々建設業を取り巻く環境は、未だ先が見えない状況下にあります。今後も取組んで頂きたい事、それは、市内業者への優先発注、我々は、大災害が起きた時、一番市民のお役に立てると思います。東京都、国、地方は、I.S.O 認証取得業者への得点アップ等を導入しております。我々も努力をします。行政としても地元業者の育成と継続して「業」が営めるよう御配了の程お願い致します。過去の反省を明日へつなげよう!
- 最近の入札結果をみると、歯止めのない低価格での落札が目立ちます。実施不可能の金額で行政側に迷惑がかかるケースがかなり増えております。この状況をくいとめるのは、最低価格制度の導入と現場説明会の実施をして頂くしか方法はないと思います。何卒上記の事項の実施を宜しくお願い致します。
- 委託関係の指名では市外業者への指名が多い傾向にあると思います。市内業者でも技術的に対応可能なものがあるのですが発注内容が公表されない為、どうしても指名されるのをただ待つしかない現状があります。コスト的に市内業者の委託業務は絶対に安いと思われまし、こうしたPRをできる場があればと思います。市外業者(都区内の大手)が受注し、市内業者が下請けとして実施している状況は少しおかしい気がします。今回の不祥事で市内業者への指名が減少していく流れにあることは委託業種としては残念であります。以上 (都内の大手業者が参入してくる時に、市以外業務との兼ね合いで圧力がかかることもあります。)
- 1. 全て一般競争入札にして下さい。(市外からの参入をもっと積極的にして下さい。)
指名競争入札の全廃
市に登録してある業者でも、実際には自社施工していない者も多く、丸投げが行われている。例 下水道管渠TV調査委託の場合 清掃車両、TVカメラ車を自社所有に限る(レンタルは認めない)等条件を明確にして一般公募する。
2. 清掃等委託物件においても入札最低制限価格を設けて下さい。
3. 委託物件でも電子入札をして下さい。
4. 名刺を入れても指名に入れてもらえない。
5. 市内業者でも市外でも営業活動をしているから市内業者優先は改めて下さい。
- 前略 今回の一連の事件はある一部の業者と役人の癒着が問題であります。よって入札制度の改善よりも業者及び役人(特に役人)のモラル改善が重要です。入札制度は現在の状況でよいと思います。我々 普通の業者は今回の

事件で迷惑をしております。他の市町村で仕事を受注することはまずありません。地元中小企業の育成を念頭において再度考えて頂きたくお願い申し上げます。

- 私のところにはここ数年見積り依頼の FAX は入っておりません。しかし、知人の関連業種の方を介して注文は入った事があります。インターネットによる公開入札や市役所に掲示するなどの入札しやすくする事に力をいれていただきたければと思います。誰もが市の発注のどんな仕事があるのかを分かるようにするのがよいと思います。
- インターネットで入札情報を公開して希望者が応札する事にして、担当者と顔を合わさないで、ネット上で取引する事が良い。業者が毎回変わる事に役所は恐れずにやる気を出して下さい。担当者が楽をしようとするから、保身の事を考えるから実行出ないのではないかと、頑張ってください。
- 立川市の予算の都合もあると思いますが、担当者によって積算の仕方がまちまちな様に思われます。(例、諸経費や技術経費の見方等)市独自の積算基準があれば公表して頂ければ幸いです。もし独自の積算基準が無い様であれば財団法人経済調査会で発行している標準積算基準を参考になさるか又は建設物価を参考になさる様お願い致します。尚、指名はアンケートにも記載しましたが、市内業者及び準市内業者を優先されるべきと考えます。
- 何よりも地元企業育成強化をお願いしたい。他の自治体はこの傾向が年々強まり、ていつ的な市内、区内業者の指名を最優先しております。汚職事件とは関係なくこの点を市の基本方針にしていだきたい。市内零細業者は、この方針がなければ、つぶれます。又、市の財源にもなりません。
- 入札可能業者と4月からなりましたが、3ヵ月たちますが連絡がくるまで待つということですが、仕事がかたよっているから連絡がこないのではないですか?市である仕事をけいじ板に発表し、いろいろな業者より見積りを取ってやってほしい。見積りもさせてもらえず、どのような仕事があるかもわからず、きちんとみなさんにオープンにしてほしい。入札可能業者に登録しても意味がほとんどありません。ホームページでもいいので、こんな仕事がありますということで、メールで見積りなんかでもいいと思います。市の仕事は市の中で、市外の方は、関係ないと思います。
- 落札予定価格について
(例) 落札予定価格 100万円 入札業者に発表する場合
100万円の約半分以上の金額で設定し、100万円を中に置いて上下させて発表する。(価格の上限及び下限は自由)
上限価格 110万円 ~ 下限 60万円の内に自由に各社が積算の上応札する。
上限 100万円、下限 40万円等もある。
この上限は自由に設定できる(設計者の自由)、下限も自由に設定できる(設計者の自由)。
各社は110から60万円の間に応札する。但し、役所が下制限を厳守する場合は下限は中に入れるがあくまで自由に設定するのが原則
落札は役所の予定価格以下で最低者が落札 下限以下の者及び上限以上の者は失格者とする。
社会生活に必要な案件を保有している企業は認めるべきです。
- 前略 顧客と業者はいつの世でも相反する立場かと思えます。両者が良識ある考のもとに行動する事がすべてかと思えます。 代理店が非代理店より

安く納品できるかと思しますので、見積依頼は代理店に必ずつ依頼するのが良いと思います。入札・見積もりの指名ですが市内業者(市民税納入業者)に限定して下さい。見積依頼 FAX 送信の件 1 件ごとに送信票が来るがまとめて送れば数件でも 1 枚で良いと思う。

- 電気の物品を契約しています。以前から不思議に思っていた事があります。我々の商売は各メーカーの系列で商売をしています。ので、商品に対して、強い物、弱い物と発生してきます。契約(物品)をする時にメーカー取引証明書をつけて提出していますから、調べてもらえば分ると思いますが、自分が得意とする商品は見積が来ず、あまり不得意の商品が来る時があります。得意の分野の商品が来ればもっと安く入札出来るのではないのでしょうか。ぜひ検討願います。
- この度の不正入札については、結審したような印象がありますが、決して、そうではありません。私達の知る限りでは、立川市役所の A 助役が、人事、業者の選定等の全ての実権を握っており、現在の立川市役所の職員は、誰も、助役に反論できない状況です。A 助役が居る限り、立川市役所の不正、不祥事はなくなりません。是非、調査をお願いします。また、過日、B 議員がご逝去しましたが、今まで議員をバックに、やりたい事をやりたい放題やっていた。C 建設についても、調査すべきではないかと思えます。よろしく願い申し上げます。
- 意見として、先日 アンケートを出しましたが、書くことができないことがあります。立川でも小さい事業所には、仕事も廻ってきません。一つでも全事業所が仕事ができる様、考えて下されば幸と思えます。どんな小さな仕事でも。入札できなかった所を次回はゆう先にするとか? もれた所を入れるとか?
- 工事発注時、現行の時差図面渡し法は大変結構ですが、質疑応答を短縮して欲しい。現行、一部工事価格の公表をされているが、全ての工事物件に公表すべきと思えます。(1)但し最低制限額は明示しないこと。(2)極端な積算額に対する工事内訳明細を提示させること。(3)下請者への圧れき、品質低下防止の為。郵便、T 方式入札の場合、入札参加者への最終確認をどの様に出来るか。納入引渡しに対する検査員制度、良いと思えますが、専門的経験者を担当させて欲しい。
- 立川市競争入札参加資格取得業者に対するアンケートの実施について(所感)

1 所感の趣旨

お仕事ご苦労様です。この度のアンケートについては、設問の範疇でお答えしました。しかしながら設問をよめば読むほど、その内容が形式的に感じてなりません。それは、本件に係る立川市の一連の事務措置が余りにも教条的であり、立川市が自らの発意で、自らを律する態度が伝わってこないからだと思えます。よって、この度のアンケートに答えるときに感じた「空しさ」の心情を所感として送付します。

2 むなしさの実感

相当以前から、立川市発注の公共事業に係る、悪しき風評は耳にしていたし業界に身を置く者として、その実体験もありました。その状況は、立川駅北口の再開発プロジェクトが動き始めた頃から、ますます露骨になったように思います。噂と、いささかのずれはあったが、昨年 10 月に A 契約課長、B 前砂川支所長が逮捕されました。年を越した本年の 1 月には、こともある

うに「立川市入札事件防止調査委員会」の副委員長を務め、総務部長の職にあったCが他の幹部職員と共に逮捕されました。贈賄会社の関係者と市の職員が逮捕され、起訴された一連のニュースは私にとっても大きなショックであり残念でありました。しかし私どもの意識のなかにはもしかしたら立川市も変わり、公共事業の入札環境も正常化へ向かうのではないかと密かな期待も持ちました。しかしながら、あれから半年を経過した現在、事態は何にも変わらず、むしろ、弁護士や公認会計士と言うステータスを盾に、立川市政はその発言と行動が教条化しているように思います。つまり、入札は原則一般入札、議員の口利きをなくすシステムを構築すること、さらには、コンプライアンス(公務員倫理や法令の遵守)体制と称しながらも、私たちが期待した公共事業の入札措置は、何一つ改善されないまま、形式だけが進行して真実が見過ごされている状況は、もう勘弁してほしいと云う「空しさ」だけが残る地元業者の気持ちもお考えいただきたいと思います。

3 認識して頂きたい問題点の本質

全国に50万社以上あると言われる建設業者のうち、90%以上を占める地場の中小零細の会社も地元自治体の公共事業に参加したいと思っています。そして、その業者は地元で懸命に努力を重ね、地元の役所から適正な基準評価を頂き指名入札に参加だけでも出来ればと希望を持っております。従って、今般の立川市で起きた公共事業に絡む不正事件は、一握りの業者と役所そしてまた一握りの政治家が結託して行った利権あさりの類である不正行為であり、予期された人災であると思います。よって、この事件の再発防止策を一般的な入札制度の見直しや一般職員の倫理観の確立は当然であるが、その前に、この本質を抽出して組織淘汰の視点で、特定の権力と地位を保持する方々の自己総括の下で、改善措置を講じなければ何も変わらないと思います。

4 注視したい法令のアリバイ活用

ご承知のとおり、法律規定の運用は行政機関と、その補助職たる官僚が要綱等を策定して事務措置をおこないます。性善説に立てば、このことに何の不都合もありませんが、今般の立川市の事件は行政運営を私物化した不正利得を求める性悪説を前提に、ことを見ていただきたいと思います。そんな考え方から、以前から問題のあった制限付き一般競争入札経過をいくつか検証してみたい。

(1)立川市の「制限付一般競争入札実施」の従前の方法。

地方自治体の契約は地方自治法、同施行令に基づき各団体に制定した契約事務規則と、それに伴う要綱や運用基準によって執行されるし、資格基準は建設業法等の適用を受けることになっていると思います。従って、制度的には細かすぎるほど網羅されたものになっております。立川市は入札関連の法規が比較的整備されていると言われていました。然しながら、平成10年から平成13年頃の制限付一般競争入札の記録を見ると、この間に立川市がJV方式を導入して実施した制限付一般競争入札の形態がよく分かります。結果的には、立川市発注工事22件のうち13件、実に59%の落札をスーパーゼネコン「A建設(株)」と同一オーナーの地元業者「B建設(株)・C建業(株)」の企業体が落札しており、特定の工事エリアとして、立川駅北口前広場にいたっては、同じ共同体で立川市発注工事9件中8件、実に88%を落札しております。このことは、当時も問題になり市議会や公取も入りマスコミも取り上げたが、状況証拠で確証を掴めないということで沙汰闇になったこ

とは周知のことと思います。勿論のこと、この癒着関係がこの度の事件につながっているのです。その事実関係を総括出来ないことには、善良な職員の意識調査や弱い地元業者の意見を聞いたとしても、立川市の体質や構造は何も変わらないと多くの関係者が知っていると思います。つまり、今までの立川市の制限付一般競争入札は当局が予め特定した業者に予め落札させるために行うセレモニーであったことは周知のことと断言できると思います。

(2)立川市が実施した事件後の「制限付一般競争入札」の方法

何かが変わると思ったが何も変わらなかった。変わるということは普通の考え方では事態が変化することでありませぬ。しかしその後の流れは、口利き談合があって職員と地元業者が捕まったから、従前の方法には問題があるので、談合が出来ないように広く業者を募り制限付一般競争入札を行うと言う告示をして、地元業者を排除しながら契約事務の適法性だけを説く立川市の姿勢には問題があると思います。つまり以前に立川市は地元業者に公共事業の受注の機会を与える方針で入札参加の機会だけは与えていました。結果的には当局と特定業者の癒着のパワーが全てのことを仕切っていました。それでも地元業者も真面目に事業を継続すれば不正に糺され、何時かは自分にも受注の機会が回ってくるのではないかと少しは期待もしていました。だからこの度の事件で、これからは立川市の契約事務も改善され公平で透明性のある契約制度が確立されると期待しました。しかしながら、地元業者の立場とは関係なく当局の理屈と当局の立場で、形式的に改善事務が進められていくように見えて残念に思います。例えば、本年度に入り立川市が告示した「立川市告示代 117 号」および「立川市告示第 118 号」の制限付き一般競争入札の実施などを見れば、立川市が都市としての人格があるのか都市としての行政ポリシーがあるのか、と云いたくなる程に市政が硬直化しているように思います。私たちも、行政の契約行為は一般競争入札が原則であることは解っております。不正を防ぐためには広く応札者を募り公正公平に措置し、地元弱小業者の優遇などの配慮も程々にしないと、地元業者が甘えて進歩が無いのではないかなんという理屈も分かっております。しかしながら、公務に携わる皆さんも契約事務を進める方法として、法律で一般競争入札の他に実態的に指名競争入札あるいは随意契約の方法を規定していることはご存知のことと思います。これは、自治体運営の目的は契約事務も含めて、都市と市民の発展と豊かな市民生活を追及することにあると思いますので、地域福祉や地域経済の発展等を図るために地元業者の保護育成を図る視点も必要であることを認識していただきたいと思います。そんな考えに立てば、告示第 117 号および告示第 118 号による入札事務は、立川市が市民のために行う事務でなく、問題があったから地元業者を排除して、公正入札を印象付けるための措置手法だと思ひます。これでは、コンピューターにでも任せて事務を処理すればよいことで、情報や状況を分析するための職員はいらないと思ひます。つまり、特定業者と結託したと言う風評がありながらも、立川市はこれまで一部の排除はしても地元業者全体の排除はしなかったが、今度の制限付き一般競争入札の告示内容は、自治法や建設業法あるいは自治体の入札指名基準等で求める、「地元業者や中小業者の保護とか育成」といった公共団体の理念を全く無視していると思ひます。これが、立川市は地元業者との癒着を断ち切ったと言うポーズなのか、話のしやすい中央の大手の抱え込みかは分かりませぬが、なんともやることに短絡的に見えてまことに残念に思ひます。

これは、諺に言う「葵に懲りて膳を吹く」のたぐいとしか思えませんが、いかがでしょうか。

(3) 事の本質を変えなければ何も変わらない

今般の事件は立川市発注の水道工事に係る競売入札妨害罪による幹部職員多数の逮捕を契機に、立川市が「最適調達基準に基づく業者選定・品質確保」を目指して、まずコンプライアンス体制の確立を図ると言うことは私たちもよく理解しております。しかし、前述の(1)および(2)に例示したことは、その体質を多くの関係職員が真似て、立川市の契約事務全体を危うくした元であるので取り上げた訳でありますので、問題は制度でなく、制度を悪用する権力保持者とそこに連なる人達である。談合とか汚職と言うと、世間ではすぐに建設業者をイメージするが、汚職は職権や地位を利用して賄賂を取る不正行為であるので政・官そして業が絡む訳であるので、その本質に敏感に反応し関係者は勇気をもって、その本質を糺す認識と姿勢を明確にすべきが、何よりも先決であると思います。

5 アンケート調査の活用について

アンケート調査はいろいろの機関が色々の機会に実施しております。事案に対する先入観が少なく、質問が「イエスかノー」か、「白か黒」あるいは実施した行為の後で行なう、選挙の出口調査のような場合は非常に有効な調査手段だと思います。ただ、この度の立川市が起こした「競争入札妨害事件」についての調査手段としての方法としては如何なものでしょうか。アンケート調査の実施は必要だと思います。しかし公共事業の契約は昔から積み上げられた歴史の中で育まれ、そして淘汰されながら、関係する事務規定も整備されてきた制度の下での設問に明確に答えることには無理があると思います。例えば、改革案の方向性に関する質問の(Q3)市外業者でも参加できる「一般競争入札」を促進し云々の設問について、設問担当者は問題の意味をどの程度理解しているかお聞きしたいと思います。つまり、契約の締結の方法として原則「一般入札」と云っているのは、まさに一般的な原則論であり、法律は一般競争入札・指名競争入札・随意契約およびせり売りの方法を同列に規定しております。市外業者でも参加できる「一般競争入札」ということは市外業者を指名競争入札に参加させていないと読み取れますが、理論的にはこの設問には答えにくいものがあります。アンケートには既に答えましたが、もう一点立川市職員・立川市議会議員との関係に関する質問の(Q21)についてコメントしてみたいと思います。つまり、この設問についての主旨は分かるが、まことに答えにくいものと感じました。どんな社会であろうとも、事業経営に携わるものは自社に有利に働くように何時でも、誰にでも「働きかけ」をすることを当然のことと認識しております。ただし、政治家も官僚も業者も、それぞれが潜在的な倫理観を持ってお付き合いをしていると思っておりますが、業者が動けば、その行動が「働きかけ」と見られると思いますので、私たち業者は心しなければならぬと思います。しかし調査項目として「働きかけ」をしたかと問われれば、「働きかけ」はしましたと答えます。社会環境の変化もあり、官民のお付き合いも薄くなり中元や歳暮のお付き合いもかなり少なくなっているが、このことはあくまで一般論であって汚職の構造は何も変わっていないと思います。つまり、職権や地位を乱用して賄賂を取るなどの汚職は、政や官が業者の働きかけに乗じて競争相手を排除することによって成り立ちます。業者間の談合との違いは政治家と

官僚が結託し、その権力を逆用して、政治主導の格好で本来公正公平の共工事の入札に介入することが一番の問題点であるということでもあります。従いまして、この設間とは別に、業者が議員を含めた当局の圧力により入札から排除されたり、指名基準の運用等により入札参加の機会を阻害されたり失ったりしたことがあったか等について調査したらよいと思います。この調査によって、一部の業者に取り込まれた、立川市の政官汚職(談合)の質の高い情報が獲られるのではないかと思います。以上

- 今回の事件で一番不思議に思うことは入札契約制度を改革する為の調査といっているが、市役所の不心得の職員と一部の業者が起こしたことで、いままでの数十年という長い月日の中で市政に充分貢献してきた市内業者を排除する動きがあることである。市内業者は、事務所、自宅などの不動産所有により、固定資産税、都市計画税、法人税、個人市民税などの経済的な貢献をしている。又、買物等も当然市内の商業施設を利用し、地元経済の育成もたすけている。そして大切なことは、災害緊急時等があったときには果たして市外業者で対応できるのか市民としても心配である。

p s、せめて職員の採用ぐらいは、市民の子息からお願いしたい。なぜならば税収があがるから。

- お世話になっております。委託業務についても、最低制限価格を設定されては、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。
- 今般の不正入札事件はおこるべくしておこった。すでに20年余より業者と市議、市職員の癒着はあった。例えば、特に悪いのは、業者(A商事)と故人の市議、例を上げればきりが無い。また、市の歳入歳出を預る、銀行・信用金庫との癒着、これらのことは今回とり上げられてないが、早速調べて欲しい。他にも建設関係者全てが談合している。元建設部長(現在助役)なども再発防止調査委員長などしてるがとんでもない。もっとよく調査して悪人を締出せ!!彼が便宜供与を受けたのも知っている(証拠あり)。A商事などは市から排除しろ!!故人市議とのかかわり大なり。全職員もっとしっかりしろ!!2日酔で仕事に来るな、入札は市内業者を中心に公正に!!

立川市競争入札参加資格取得者に対するアンケート調査に合わせて、自由記載用のハガキをアンケート対象事業者全てに配布し、返信のあったハガキ等の記載内容を原文どおり紹介したものである。ただし、個人を特定できる内容については表現を変えている。

3) 本件アンケートの回答用紙の欄外に記載された意見の一覧

< 市内業者の回答に記載されていた意見 >

- 委託業者は市内業者よりむしろ市外の手業者を指名に呼ぶ傾向があり、その大手業者がしない業者にとって顧客関係にあるような場合には問題がある。測量・調査・設計等では市内業者でも技術力があるのに指名に呼ばれる機会が少ない。
- 立川市の工事を施工するにあたり設計変更の件で、立川市は、減額は確実に行くくせに増額についてはしづりあまり変更してくれません。サービス工事になってしまいます。業者とすれば市役所の担当者に変更で見るからやってくれと言われればやらざるを得ません。でも、最終的に設計変更で見てくれず、泣いている業者は数多く居ると思います。業者とすれば、仕事を慈善事業でしているのではありません！工事の内容のことについてもアンケートを取った方がいいと思います。
- 職員が多すぎる。
- 検査が遅く業務に支障が出た。
- このアンケートは工事業者への設問で物品業者として回答するのに苦労する傾向である。
- 不正入札事件についてはトカゲのシッポ切りとの話が地元ではある。もっと上の人にも絡んでいるようで、フタを閉めるための作業としてのアンケートと思われる状況である。
- (Q19 に関して) 弊社は弱小企業なので、今まで小口の工事しか受注しておりませんが、市の担当者があまりにも経験不足である為、本来必要な工程(あるいは工事)の積算を見落とししているケースが多く現在まで 20 件ほど受注しましたがほとんどの現場で見積もり漏れが発生し総合的な単価が安くなってしまう。専門的な分野なので、経験及び知識の豊富な担当者のチェックが必要だと思えます。
- 今回の一連の事件はごく一部の業者と役人の癒着が問題であり、我社は迷惑しております。再発防止のためには、入札制度改革よりも業者・役人(特に役人)のモラル改善を検討したほうがよいと考えます。入札制度は現在の方法でよいと思えます。
- 1. 一方的な設問では意味が無い。 2. 今回の事件意外にも明らかな不正行為が行われていた。 3. もっと徹底的に調査する必要がある。
- (Q8 に関して) 他の自治体においては、地元優先・外部排除が進められている中で立川市の地元業者に犠牲を強いることに強い疑問を感じる。
- (Q19 に関して) 従来仕様を見直す事なく毎年減額が続いているので当然民間より安い。
- (Q20 に関して) 正当性や理由の無い安易な減額により黒字と呼べる案件は無きに等しい
- 今回の「不正入札事件」は業者の「体質」の上ののった公務員不正事件である。業者は常に弱い立場で公務員の顔色を窺いながら仕事をすすめている。公務員もそれが当然との体質がある。再発防止のためには制度の改革等も必要であるが、公務員自身の意識改革、体質改善が最も重要と考える。厚生労働省管轄(特に社会保険族)の役人の事件が多発するのも、その公務員体質

からである。(公務員 = 公僕の意識改革をせねば何をやっても水泡と帰する)

- (Q6 に関して) 価格以外の条件になった場合、大企業優位になりかねない。
- (Q15, 16 に関して) 入札参加業者倫理綱領とは?
- (Q19 に関して) 一部工事案件に付き価格公表の例があるが全ての工事案件に価格を公表すべき
- 一つ選べとかいくつでも選べとか分からないと応えてもコメントを書くこともできない。あまりにもふざけたアンケートである。これでは自由に思ったことを記入する事が出来ない。こんなアンケートは税金の無駄遣いである。
- (Q6 に関して) 立川市に不信感があり平等に審査が行われると思わない。
- (Q15 に関して) 意味が無い。とても機能するとは思えない。

< 準市内業者の回答に記載されていた意見 >

- (Q12 に関して) 弊社はメーカーの為、市内業者にて発注を受けています。
- (Q13 に関して) ISO9000 シリーズ及び環境 14000 シリーズは当然取るべきと思います。

< 市外業者の回答に記載されていた意見 >

- (Q18 に関して) 職員の秘密保持がされていない。
- 本件に対し立川市の意図に疑問を抱きます。行政として姿勢を正し確かな展望を見出す事だと思います。
- (Q10 に関して) 電子入札賛成であるが、方式は立川市独自でなく建設省又は都道府県単位に規格統一を計る事が条件である。
- (Q11 に関して) 積算結果、予定価格を上回る時、無理やり予定価格以下に記載しなければならないことあり。

【別紙】アンケート回答結果の詳細

<属性>				<改革案の方向性に関する質問>																											
(Q2)工事登録				(Q3)工事契約における一般競争入札						(Q4)委託契約における契約方式の考え方 複数可								(Q5)最適調達基準に盛り込むべき事項 複数可													
1	2	0		1	2	3	4	5	0	1	2	3	4	5	6	7	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0				
あり	なし	無回答		一般競争入札を原則	競争を限定的に実施	希望型競争を原則、参加型競争を併用	参加希望型競争を併用	参加希望型競争を併用	わからない	工事業者登録なし	無回答	一般競争入札原則	総合評価落札方式	競争的プロポーザル	随意契約・指名競争	受注（特命継続的）	同じ業者が継続的に	わからない	委託業者登録なし	無回答	価格の安さ	の品質・業務・納品物等	納期遵守	め安的に供給できる	地元企業への優先発注	所における安全対策	現場・業務提供	環境への配慮	アフターサービスのよ	わからない	無回答
市内	293	118		16	29	64	9	0	0	24	43	34	48	7	6	20	1	18	91	51	58	102	53	41	40	0	0				
	38.5%	40.3%		13.6%	24.6%	54.2%	7.6%	0.0%	0.0%	20.3%	36.4%	28.8%	40.7%	5.9%	5.1%	16.9%	0.8%	15.3%	77.1%	43.2%	49.2%	86.4%	44.9%	34.7%	33.9%	0.0%	0.0%				
		175		23	39	41	11	61	0	38	72	43	53	24	9	26	0	46	126	47	59	128	30	45	70	2	1				
		59.7%		13.1%	22.3%	23.4%	6.3%	34.9%	0.0%	21.7%	41.1%	24.6%	30.3%	13.7%	5.1%	14.9%	0.0%	26.3%	72.0%	26.9%	33.7%	73.1%	17.1%	25.7%	40.0%	1.1%	0.6%				
準市内	117	66		11	32	20	3	0	0	14	34	24	16	1	0	14	1	14	63	27	43	14	29	35	28	0	0				
	15.4%	56.4%		16.7%	48.5%	30.3%	4.5%	0.0%	0.0%	21.2%	51.5%	36.4%	24.2%	1.5%	0.0%	21.2%	1.5%	21.2%	95.5%	40.9%	65.2%	21.2%	43.9%	53.0%	42.4%	0.0%	0.0%				
		51		2	11	9	1	28	0	6	21	16	12	0	3	8	0	7	43	19	29	13	7	19	25	4	0				
		43.6%		3.9%	21.6%	17.6%	2.0%	54.9%	0.0%	11.8%	41.2%	31.4%	23.5%	0.0%	5.9%	15.7%	0.0%	13.7%	84.3%	37.3%	56.9%	25.5%	13.7%	37.3%	49.0%	7.8%	0.0%				
市外	352	131		18	76	32	3	2	0	21	51	33	25	6	3	47	1	33	120	52	76	14	53	55	39	2	0				
	46.2%	37.2%		13.7%	58.0%	24.4%	2.3%	1.5%	0.0%	16.0%	38.9%	25.2%	19.1%	4.6%	2.3%	35.9%	0.8%	25.2%	91.6%	39.7%	58.0%	10.7%	40.5%	42.0%	29.8%	1.5%	0.0%				
		220	1	32	74	32	4	79	0	71	101	104	44	14	4	22	0	60	200	86	100	9	53	84	102	4	0				
		62.5%	0.3%	14.5%	33.5%	14.5%	1.8%	35.7%	0.0%	32.1%	45.7%	47.1%	19.9%	6.3%	1.8%	10.0%	0.0%	27.1%	90.5%	38.9%	45.2%	4.1%	24.0%	38.0%	46.2%	1.8%	0.0%				
合計	762	315	446	1	102	261	198	31	170	0	174	322	254	198	52	25	137	3	178	643	282	365	280	225	279	304	12	1			
		41.3%	58.5%	0.1%	13.4%	34.3%	26.0%	4.1%	22.3%	0.0%	22.8%	42.3%	33.3%	26.0%	6.8%	3.3%	18.0%	0.4%	23.4%	84.4%	37.0%	47.9%	36.7%	29.5%	36.6%	39.9%	1.6%	0.1%			

		(Q6)総合評価落札方式を導入すべきか											(Q7)地域要件を廃止すべきか					(Q8)地域要件を廃止した場合の市内業者育成策 複数可										
		1	a	b	c	0	2	a	b	c	0	3	4	0	1	2	3	4	0	1	2	3	4	5	6	0		
		導入すべき	不正入札・談合がしにくくなる	価格以外の当社が強みだが反映	その他	無回答	導入すべきでない	負担が大きい参加業者側の作業	当社は価格が強みなので	その他	無回答	どちらともいえない	わからない	無回答	地域要件はすぐに廃止すべき	将来的には緩和または廃止すべきだが、当面は継続	地域要件は将来的にも継続すべき	わからない	無回答	会を確保	分割発注で市内業者の受注機	務内業者への再発注（下請を、市	大企業案件の一定割合を、市	を技術向上の実施の講習会など	市内業者への融資制度の拡充	な市内業者の必要ないための特別	わからない	無回答
市内	あり	51	12	35	3	1	26	16	3	6	1	36	3	2	4	20	94	0	0	94	49	57	47	3	5	1		
		43.2%					22.0%					30.5%	2.5%	1.7%	3.4%	16.9%	79.7%	0.0%	0.0%	79.7%	41.5%	48.3%	39.8%	2.5%	4.2%	0.8%		
	なし	91	28	60	3	0	18	7	5	5	1	40	23	3	12	31	124	7	1	93	65	57	38	12	19	5		
		52.0%					10.3%					22.9%	13.1%	1.7%	6.9%	17.7%	70.9%	4.0%	0.6%	53.1%	37.1%	32.6%	21.7%	6.9%	10.9%	2.9%		
準市内	あり	40	2	37	0	1	11	7	1	3	0	11	3	0	28	21	15	2	0	21	31	33	17	9	2	0		
		60.6%					16.7%					16.7%	4.5%	0.0%	42.4%	31.8%	22.7%	3.0%	0.0%	31.8%	47.0%	50.0%	25.8%	13.6%	3.0%	0.0%		
	なし	32	5	26	0	1	5	3	1	1	0	11	2	2	14	20	10	7	0	21	10	16	13	9	8	1		
		62.7%					9.8%					21.6%	3.9%	3.9%	27.5%	39.2%	19.6%	13.7%	0.0%	41.2%	19.6%	31.4%	25.5%	17.6%	15.7%	2.0%		
市外	あり	74	15	58	0	1	16	12	2	2	0	36	2	3	73	39	13	6	0	40	57	46	23	15	9	1		
		56.5%					12.2%					27.5%	1.5%	2.3%	55.7%	29.8%	9.9%	4.6%	0.0%	30.5%	43.5%	35.1%	17.6%	11.5%	6.9%	0.8%		
	なし	131	33	91	6	1	25	14	2	9	0	52	11	2	134	57	9	21	0	63	64	72	48	45	36	1		
		59.3%					11.3%					23.5%	5.0%	0.9%	60.6%	25.8%	4.1%	9.5%	0.0%	28.5%	29.0%	32.6%	21.7%	20.4%	16.3%	0.5%		
合計		419	95	307	12	5	101	59	14	26	2	186	44	12	265	188	265	43	1	332	276	281	186	93	79	9		
		55.0%					13.3%					24.4%	5.8%	1.6%	34.8%	24.7%	34.8%	5.6%	0.1%	43.6%	36.2%	36.9%	24.4%	12.2%	10.4%	1.2%		

【別紙】アンケート回答結果の詳細

		(Q9)郵便入札の導入について					(Q10)電子入札の導入について														
		1 郵便入札の導入に賛成	2 郵便入札の導入に反対	3 どちらともいえない	4 わからない	0 無回答	1 電子入札の導入に賛成	a 入札会場に行かずすみ、便利だから	b 一度の入札で結果が出るので分かりやすいから	c 入札が透明になり公正な競争ができるから	d その他	0 無回答	2 電子入札の導入に反対	a パソコン・通信機器等の購入費用がかかってしまうから	b パソコンに関する従業員教育が必要であるから	c 入札の際に通信費がかかってしまうから	d その他	0 無回答	3 どちらともいえない	4 わからない	0 無回答
市内	あり	55	30	31	2	0	71	23	7	39	2	0	15	4	5	1	5	0	27	1	4
		46.6%	25.4%	26.3%	1.7%	0.0%	60.2%						12.7%						22.9%	0.8%	3.4%
市内	なし	84	26	55	10	0	92	30	8	51	3	0	33	10	9	1	12	1	37	9	4
		48.0%	14.9%	31.4%	5.7%	0.0%	52.6%						18.9%						21.1%	5.1%	2.3%
準市内	あり	29	18	19	0	0	41	12	3	24	1	1	14	1	6	2	5	0	11	0	0
		43.9%	27.3%	28.8%	0.0%	0.0%	62.1%						21.2%						16.7%	0.0%	0.0%
準市内	なし	25	13	11	2	0	32	7	3	22	0	0	8	1	2	2	3	0	11	0	0
		49.0%	25.5%	21.6%	3.9%	0.0%	62.7%						15.7%						21.6%	0.0%	0.0%
市外	あり	57	21	49	4	0	82	22	6	52	1	1	17	2	2	4	9	0	30	1	1
		43.5%	16.0%	37.4%	3.1%	0.0%	62.6%						13.0%						22.9%	0.8%	0.8%
市外	なし	118	34	54	14	1	140	57	10	71	1	1	27	4	6	3	13	1	49	5	0
		53.4%	15.4%	24.4%	6.3%	0.5%	63.3%						12.2%						22.2%	2.3%	0.0%
合計	あり	368	142	219	32	1	458	151	37	259	8	3	114	22	30	13	47	2	165	16	9
		48.3%	18.6%	28.7%	4.2%	0.1%	60.1%						15.0%						21.7%	2.1%	1.2%

		(Q11)工事内訳書の見直し(詳細積算結果の提示)について										(Q12)立川市から受注した場合の施工体制・実施体制 複数可							(Q13)工事契約における品質管理の取組み状況について							
		1 も詳細に問題はない等	2 ご詳細には反対結果等を提示する	a 見積コストが大幅に増加する	b と詳細な積算結果を提出する	c その他	0 無回答	3 どちらともいえない	4 わからない	5 工事業者登録なし	0 無回答	1 自社のみで施工・実施できている	2 一部分を市内業者に再発注(下請負)している	3 一部分を市外業者に再発注(下請負)している	4 発注する市外の大企業に再発注	5 得ない一括して下請負せざるを得ない	6 わからない	7 立川市から受注したことがない	0 無回答	1 完成時に(それ以外)には実施していない	2 た施工品質検査をいって進捗に	3 証取得またはISO9000の認	4 上記のどれも行っていない	5 わからない	6 工事業者登録なし	0 無回答
市内	あり	58	34	29	0	4	1	23	2	1	0	78	50	36	6	9	3	5	1	47	42	11	5	7	3	3
		49.2%	28.8%				19.5%	1.7%	0.8%	0.0%		66.1%	42.4%	30.5%	5.1%	7.6%	2.5%	4.2%	0.8%	39.8%	35.6%	9.3%	4.2%	5.9%	2.5%	2.5%
市内	なし	27	10	7	1	1	1	14	15	106	3	72	12	12	3	1	32	49	4	11	8	11	9	12	122	2
		15.4%	5.7%				8.0%	8.6%	60.6%	1.7%		41.1%	6.9%	6.9%	1.7%	0.6%	18.3%	28.0%	2.3%	6.3%	4.6%	6.3%	5.1%	6.9%	69.7%	1.1%
準市内	あり	36	18	13	4	1	0	9	1	1	1	27	17	14	3	2	2	19	0	7	9	46	1	3	0	0
		54.5%	27.3%				13.6%	1.5%	1.5%	1.5%		40.9%	25.8%	21.2%	4.5%	3.0%	3.0%	28.8%	0.0%	10.6%	13.6%	69.7%	1.5%	4.5%	0.0%	0.0%
準市内	なし	8	2	1	0	0	1	4	2	35	0	18	1	3	0	2	14	17	1	1	2	5	0	4	39	0
		15.7%	3.9%				7.8%	3.9%	68.6%	0.0%		35.3%	2.0%	5.9%	0.0%	3.9%	27.5%	33.3%	2.0%	2.0%	3.9%	9.8%	0.0%	7.8%	76.5%	0.0%
市外	あり	74	33	26	2	5	0	21	3	0	0	33	7	7	0	1	8	81	0	19	37	62	6	5	1	1
		56.5%	25.2%				16.0%	2.3%	0.0%	0.0%		25.2%	5.3%	5.3%	0.0%	0.8%	6.1%	61.8%	0.0%	14.5%	28.2%	47.3%	4.6%	3.8%	0.8%	0.8%
市外	なし	41	20	16	0	4	0	13	10	135	2	69	3	10	0	4	22	123	1	6	9	43	4	12	145	2
		18.6%	9.0%				5.9%	4.5%	61.1%	0.9%		31.2%	1.4%	4.5%	0.0%	1.8%	10.0%	55.7%	0.5%	2.7%	4.1%	19.5%	1.8%	5.4%	65.6%	0.9%
合計	あり	244	117	92	7	15	3	84	33	278	6	297	90	82	12	19	81	294	7	91	107	178	25	43	310	8
		32.0%	15.4%				11.0%	4.3%	36.5%	0.8%		39.0%	11.8%	10.8%	1.6%	2.5%	10.6%	38.6%	0.9%	11.9%	14.0%	23.4%	3.3%	5.6%	40.7%	1.0%

【別紙】アンケート回答結果の詳細

		(Q14)業者からの相談窓口の設置について 複数可							(Q15)業者倫理綱領の制定について										(Q16)各社の倫理綱領策定状況							
		1 積極的に活用したい	2 果敢や下請いじめの防止に効果がある	3 は正確な情報が集まるかどうか	4 の相談策者の秘密厳守や復防い止	5 活用する機会がない	6 わからない	0 無回答	1 は「入札参加業者倫理綱領」等が必要である	a 不正や癒着を防ぐために必要	b 基準が明確になると悪いことの	c 接待・贈答等の要求を断りやすくなるので必要	d その他	0 無回答	2 は「入札参加業者倫理綱領」等不要である	a 仕事やりやすくなるので不要	b 現在も立川市職員とは節度を	c 効果が無いと思うので不要	d その他	0 無回答	3 わからない	0 無回答	1 ある(または策定中)	2 ないが、策定を検討している	3 策定を検討する予定はない	0 無回答
市内	あり	28	21	72	47	23	6	0	66	37	26	0	1	2	43	0	25	14	2	2	6	3	9	31	75	3
		23.7%	17.8%	61.0%	39.8%	19.5%	5.1%	0.0%	55.9%						36.4%						5.1%	2.5%	7.6%	26.3%	63.6%	2.5%
市内	なし	23	26	63	49	32	40	2	115	59	48	3	3	2	32	0	21	11	0	0	26	2	12	38	122	3
		13.1%	14.9%	36.0%	28.0%	18.3%	22.9%	1.1%	65.7%						18.3%						14.9%	1.1%	6.9%	21.7%	69.7%	1.7%
準市内	あり	12	19	33	13	12	5	0	48	27	19	0	2	0	15	1	10	4	0	0	3	0	28	14	24	0
		18.2%	28.8%	50.0%	19.7%	18.2%	7.6%	0.0%	72.7%						22.7%						4.5%	0.0%	42.4%	21.2%	36.4%	0.0%
準市内	なし	3	15	13	18	5	18	0	32	17	13	0	1	1	13	0	5	6	2	0	6	0	9	8	34	0
		5.9%	29.4%	25.5%	35.3%	9.8%	35.3%	0.0%	62.7%						25.5%						11.8%	0.0%	17.6%	15.7%	66.7%	0.0%
市外	あり	14	30	58	35	24	18	0	89	55	32	2	0	0	28	1	16	10	1	0	13	1	36	44	51	0
		10.7%	22.9%	44.3%	26.7%	18.3%	13.7%	0.0%	67.9%						21.4%						9.9%	0.8%	27.5%	33.6%	38.9%	0.0%
市外	なし	29	45	79	63	38	49	1	159	83	63	3	9	1	35	0	13	20	2	0	26	1	44	47	128	2
		13.1%	20.4%	35.7%	28.5%	17.2%	22.2%	0.5%	71.9%						15.8%						11.8%	0.5%	19.9%	21.3%	57.9%	0.9%
合計		109	156	318	225	134	136	3	509	278	201	8	16	6	166	2	90	65	7	2	80	7	138	182	434	8
		14.3%	20.5%	41.7%	29.5%	17.6%	17.8%	0.4%	66.8%						21.8%						10.5%	0.9%	18.1%	23.9%	57.0%	1.0%

		(Q17)市の入札・契約事務における課題 複数可						(Q18)業務管理・監督・検査における課題 複数可						
		1 入札間・企業の発注手続が煩雑である	2 く受注意欲があるのに指名して	3 さ受注したくない案件もある指名	4 上記の中では特になし	5 わからない	0 無回答	1 が立川市職員の現場で監視・視察	2 ため様の追加費用が繁に行われる	3 違の職員の方によって案件の品質が	4 上記の中では特になし	5 わからない	6 が立川市の案件を受注したこと	0 無回答
市内	あり	28	64	19	40	2	0	13	30	41	52	6	6	1
		23.7%	54.2%	16.1%	33.9%	1.7%	0.0%	11.0%	25.4%	34.7%	44.1%	5.1%	5.1%	0.8%
市内	なし	31	69	19	70	15	1	13	11	14	64	36	43	3
		17.7%	39.4%	10.9%	40.0%	8.6%	0.6%	7.4%	6.3%	8.0%	36.6%	20.6%	24.6%	1.7%
準市内	あり	20	28	2	27	4	0	2	4	14	19	10	21	0
		30.3%	42.4%	3.0%	40.9%	6.1%	0.0%	3.0%	6.1%	21.2%	28.8%	15.2%	31.8%	0.0%
準市内	なし	14	22	5	16	2	0	1	3	7	20	11	14	1
		27.5%	43.1%	9.8%	31.4%	3.9%	0.0%	2.0%	5.9%	13.7%	39.2%	21.6%	27.5%	2.0%
市外	あり	16	80	7	38	7	0	2	3	6	26	20	75	2
		12.2%	61.1%	5.3%	29.0%	5.3%	0.0%	1.5%	2.3%	4.6%	19.8%	15.3%	57.3%	1.5%
市外	なし	25	140	13	39	30	0	5	6	9	47	34	130	0
		11.3%	63.3%	5.9%	17.6%	13.6%	0.0%	2.3%	2.7%	4.1%	21.3%	15.4%	58.8%	0.0%
合計		134	403	65	230	60	1	36	57	91	228	117	289	7
		17.6%	52.9%	8.5%	30.2%	7.9%	0.1%	4.7%	7.5%	11.9%	29.9%	15.4%	37.9%	0.9%

【別紙】アンケート回答結果の詳細

<立川市が算定する予定価格等に関する質問>

		(Q19)予定価格と民間案件の見積価格との比較									(Q20)立川市からの受注案件の採算性								
		1	2	3	4	5	6	7	8	0	1	2	3	4	5	6	7	0	
		間ほと 企との 業の見 積より もついて 、民	あ企全 る業体 のには 見積同 等である が、民 が間	は民間 ない企 業の見 積とそれ ほど差	あ企全 る業体 のには 見積同 等である が、民 が間	間ほと 企との 業の見 積より もついて 、民	わから ない	き行予 ない定 た価格 経験開 がない 案件の 見積を で	工事 業者登 録なし	無回 答	たほと 企との 業の見 積より もついて 、民	あ場全 ったに は黒字 案件が 多いが も、	ら黒字 案件と 赤字案 件は半 々々	もがあ った場 合には 赤字の 案件が 多い件	たほと 企との 業の見 積より もついて 、民	わから ない	い立川 市から 受注し た案件 がない	無回 答	
市内	あり	1	16	12	50	19	9	8	2	1	10	56	21	8	4	7	11	1	
		0.8%	13.6%	10.2%	42.4%	16.1%	7.6%	6.8%	1.7%	0.8%	8.5%	47.5%	17.8%	6.8%	3.4%	5.9%	9.3%	0.8%	
市内	なし	4	5	2	9	13	18	12	109	3	13	37	19	14	9	25	54	4	
		2.3%	2.9%	1.1%	5.1%	7.4%	10.3%	6.9%	62.3%	1.7%	7.4%	21.1%	10.9%	8.0%	5.1%	14.3%	30.9%	2.3%	
準市内	あり	1	7	10	9	2	12	25	0	0	6	15	6	2	2	8	27	0	
		1.5%	10.6%	15.2%	13.6%	3.0%	18.2%	37.9%	0.0%	0.0%	9.1%	22.7%	9.1%	3.0%	3.0%	12.1%	40.9%	0.0%	
準市内	なし	1	0	0	2	0	6	3	38	1	11	5	1	3	4	8	18	1	
		2.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	11.8%	5.9%	74.5%	2.0%	21.6%	9.8%	2.0%	5.9%	7.8%	15.7%	35.3%	2.0%	
市外	あり	6	6	17	7	3	25	64	3	0	6	12	4	1	2	18	88	0	
		4.6%	4.6%	13.0%	5.3%	2.3%	19.1%	48.9%	2.3%	0.0%	4.6%	9.2%	3.1%	0.8%	1.5%	13.7%	67.2%	0.0%	
市外	なし	2	1	4	4	7	32	16	154	1	18	14	9	6	4	28	140	2	
		0.9%	0.5%	1.8%	1.8%	3.2%	14.5%	7.2%	69.7%	0.5%	8.1%	6.3%	4.1%	2.7%	1.8%	12.7%	63.3%	0.9%	
合計	あり	15	35	45	81	44	102	128	306	6	64	139	60	34	25	94	338	8	
		2.0%	4.6%	5.9%	10.6%	5.8%	13.4%	16.8%	40.2%	0.8%	8.4%	18.2%	7.9%	4.5%	3.3%	12.3%	44.4%	1.0%	

<立川市職員・立川市議会議員との関係に関する質問>

		(Q21)職員に対し以下のような行為を行ったことがあるか									(Q22)市議会議員に対し以下のような行為を行ったことがあるか									(Q23)職員への働きかけの考え方					
		1	2	3	4	5	6	7	8	0	1	2	3	4	5	6	7	8	0	1	2	3	4	0	
		職 場へ 訪問し 依頼	職 場へ 電話し 依頼	自 宅へ 訪問し 依頼	担 当者 等へ の中 元・ 歳暮	の担 当者 等へ の中 元・ 歳暮 以外	に担 当者 等へ の飲 食や ゴル フ等	あ担 当者 の関 係者 等へ の就 職の	い上 記の いず れも した こと がな	無回 答	支 援活 動・ 日常 の議 員活 動の	政 治 献 金	介 利・ 特定 案件 に関 して も同 ら行 うた 依 頼	暮 立川 市議 会議 員へ の中 元・ 歳	金暮 立川 市議 会議 員へ の中 元・ 歳 以外 の金 品提 供 (政 治・ 歳	供 立川 市議 会議 員へ の飲 食や ゴル フ等	の立 川市 議 会議 員へ の関 係者 等へ	い上 記の いず れも した こと がな	無回 答	一 切禁 止	あ れ ば 必 要	社 会 通 念 上 で 許 さ れ る 範 圍 で	ど ち ら と も い え な い	わ か ら な い	無回 答
市内	あり	6	1	0	3	0	0	0	107	0	14	7	1	6	1	0	0	99	1	93	16	8	1	0	
		5.1%	0.8%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	90.7%	0.0%	11.9%	5.9%	0.8%	5.1%	0.8%	0.0%	0.0%	83.9%	0.8%	78.8%	13.6%	6.8%	0.8%	0.0%	
市内	なし	4	1	2	3	0	1	2	165	1	10	4	2	1	0	2	0	164	1	137	24	9	4	1	
		2.3%	0.6%	1.1%	1.7%	0.0%	0.6%	1.1%	94.3%	0.6%	5.7%	2.3%	1.1%	0.6%	0.0%	1.1%	0.0%	93.7%	0.6%	78.3%	13.7%	5.1%	2.3%	0.6%	
準市内	あり	7	1	0	1	0	0	0	59	0	2	0	0	1	0	0	0	63	0	45	11	5	5	0	
		10.6%	1.5%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	89.4%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	95.5%	0.0%	68.2%	16.7%	7.6%	7.6%	0.0%	
準市内	なし	3	1	0	1	0	0	1	47	0	1	1	0	1	0	0	0	49	0	34	6	5	6	0	
		5.9%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	2.0%	92.2%	0.0%	2.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	96.1%	0.0%	66.7%	11.8%	9.8%	11.8%	0.0%	
市外	あり	3	1	0	0	0	0	0	128	0	0	0	0	0	0	0	0	131	0	86	26	12	7	0	
		2.3%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	97.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	65.6%	19.8%	9.2%	5.3%	0.0%	
市外	なし	6	3	0	0	0	0	1	213	2	2	0	2	2	1	0	0	217	1	164	27	14	15	1	
		2.7%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	96.4%	0.9%	0.9%	0.0%	0.9%	0.9%	0.5%	0.0%	0.0%	98.2%	0.5%	74.2%	12.2%	6.3%	6.8%	0.5%	
合計	あり	29	8	2	8	0	1	4	719	3	29	12	5	11	2	2	0	723	3	559	110	53	38	2	
		3.8%	1.0%	0.3%	1.0%	0.0%	0.1%	0.5%	94.4%	0.4%	3.8%	1.6%	0.7%	1.4%	0.3%	0.3%	0.0%	94.9%	0.4%	73.4%	14.4%	7.0%	5.0%	0.3%	